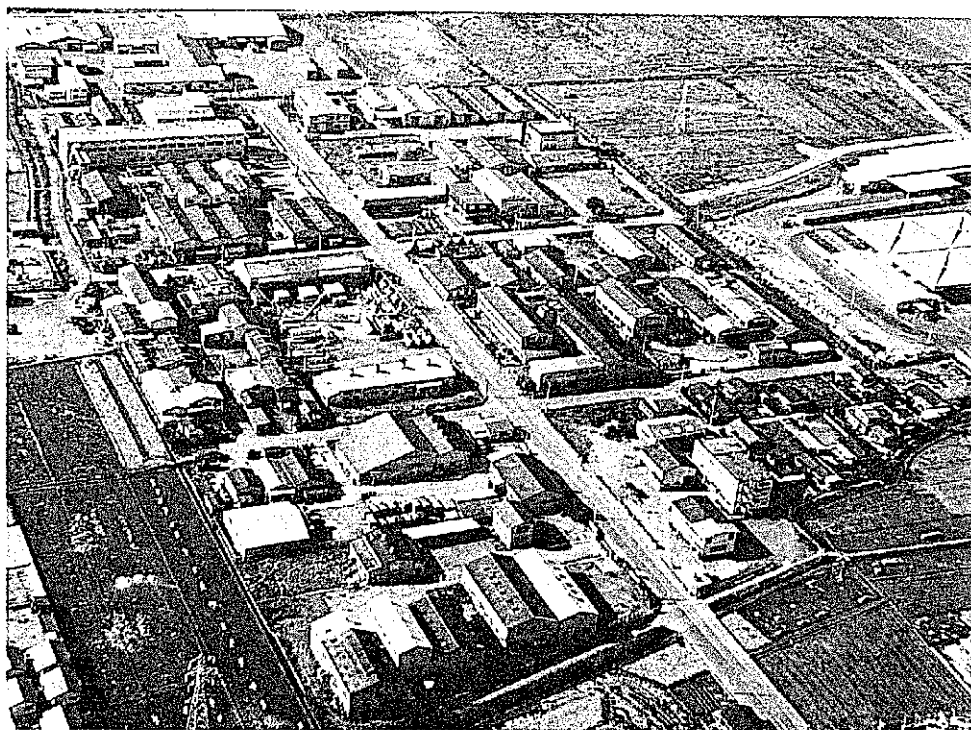


第十三章  
商  
工  
業



集團化された工場 佐賀工場団地

# 第十三章 商工業

## 一 概 説

本県の戦後の商工業政策は、従来からの農業・鉱業を中心とする産業構造からの近代化をはかり、工業開発を中心とする産業の高度化に重点がおかれたが、その道は必ずしも坦々たるものではなかった。

二十年八月十五日、終戦を迎えた本県商工業は、軍需生産の停止・生産設備の荒廃・物資の不足・インフレの高進・金融の閉塞・流通機構のマヒ等により、生産は著しく低下した。占領軍による初期の経済政策は、経済の民主化・非軍事化に重点が置かれ、財閥解体・統制団体の解散・民主的経済団体の育成がなされた。

このようにして経済が縮小再生産の兆を呈していく中で、二十一年秋には「傾斜生産方式」が登場し、石炭・鉄鋼等基礎産業を中心に資金・資材が重点的に投入され、生産は復興に向った。本県では、重要産業である石炭産業は、復金融資・価格安定補給金等により生産復興を遂げ、一方、中小企業が大半で、重要産業の乏しい本県工業は、繊維産業を除くと、不振が目立ってきた。

三十二年には工業立県を目ざして県産業振興対策審議会が設置され、民主的運営のもとに各種の産業政策が審議答申された。そのほか、中小企業対策として県中小企業指導本部、民間貿易再開に対処して県貿易振

興会が設置され、経済団体も民主的組織に改組された。

二十三年末、連合軍総司令部は、「経済安定九原則」を指令し、インフレの克服と日本経済の自立を目的に、「ドッジ・ライン」とも称されるデフレ政策を実施した。これによりインフレが終息し、価格安定補給金等が廃止され、通貨・物価が安定し、そして諸経済統制が次第に廃止され、自由経済に復帰した。しかし、反面、デフレ政策が浸透し、安定恐怖の状況を呈し、需要の減退・在庫増・売掛買掛金増を来たし、ついには買金の遅欠配・人員整理・企業閉鎖等不況の嵐が吹き荒れた。

このような中で、二十五年六月の朝鮮動乱による特需ブームは、日本経済にとって思いもかけぬ好況をもたらし、特需・輸出の伸びにより、生産は拡大し、鉱工業生産は二十六年にはほぼ戦前の水準に回復した。そして、日本経済は自立からさらに高度成長への過程をたどることとなった。

県内では、特需は直接には石炭・繊維を中心に好況をもたらし、また関連産業にもおよぶに至って、所得水準の向上から、消費が高まり、商業・観光事業とも活発になってきた。しかし、本県経済は、「白・黒経済」といわれる農業（米）・鉱業（石炭）を中心とする産業の比重が高く、このような産業構造の立ち遅れから、経済成長期にもかかわらず、県全体としては停滞がみられるようになってきた。県では、産業構造の近代化をはかり、また、戦後、急激に増加した人口問題を解決するため

にも、産業構造の高度化・工業化、既存企業の振興をはかるべく、県総合開発計画を策定し、中小企業対策の充実・企業誘致の推進に努めてきた。とくにこの時期は中小企業対策が充実をみ、中小企業等協同組合の育成、中小企業専門金融機関の設立、県による設備資金の融資制度や損失補償制度も創設された。また、二十九年には県の損失補償制度を引き継いで県信用保証協会が設立され、佐賀商工会館も竣工した。

三十年代に入って、日本経済は「神武景気」→「岩戸景気」と上昇拡大基調をたどり、急速に経済が拡大していったが、県内では、石炭産業の斜陽化・農業の不振が大きく影響して低迷し、加えて県財政の破綻により財政再建計画が実施されて、商工業の振興は大きな制約を受けた。

こうした中でも、三十一年には県季節資金貸付制度の創設や三十三年工業の技術向上をはかるための県工業試験場設置、窯業においては石炭窯から重油窯への転換指導等近代化対策が進展していった。そのほか、三十年佐賀興業・佐賀中央の二銀行合併により、佐賀銀行が成立し、また三十一年玄海国定公園の指定、三十二年には鹿島市において県・鹿島市共催により佐賀産業観光大博覧会が開催された。

三十五年、池田内閣が成立し、積極的な経済政策がとられ、日本経済は高度成長に突入したが、県内では岩戸景気の影響が三十五年に入って漸く波及し、企業の設備投資も活発化してきた。また三十六年春に答申をみた県産業振興計画の中で、工業開発については、従来の本県産業の「農本工従」から「農工併進」への体質改善をはかるものであった。

工業用地・工業用水・道路・港湾等産業基盤の整備と共に、既存企業の近代化・企業誘致が積極的に展開されて、工業生産額は三十五年以降毎年二〇%前後の高い伸びを示した。また県民所得の向上により、観光

事業・商業活動も活発となり、流通革命としてスーパー商法が普及してきた。一方、石炭産業の斜陽化はますます深刻となり、合理化の過程で排出された大量の炭鉱離職者対策、石炭産業に依存していた鉱業市町村および周辺市町村の地域経済の衰退が大きな社会問題となった。

こうした高度経済成長の中で、四十二年を目標年次とする県産業振興計画は、期間を二年短縮し、四十年にはほぼ目標を達成した。

この間、高度成長のひずみとして過疎化問題が発生し、従来の経済開発偏重に対して社会開発構想が要請された。四十一年十二月社会開発に重点を置いた県総合開発計画が策定され、交通輸送手段の高速化に対処して、産業基盤では、高速道路・新幹線・空港の県内設置の早期実現をはかり、工業については従来の本県工業の特質である軽工業優位から重化学工業への質的改善を意図し、伊万里湾開発計画・東部工業団地の造成・インターチェンジ設置に伴う鳥栖商工団地の造成に着手した。

新規企業の導入についても優良企業の選別誘致に努め、四十四年ブリヂストンタイヤ鳥栖工場・四十七年名村造船所伊万里工場等の誘致に成功し、五十年現在の誘致企業は一五七に達した。こうして工業の県内産業に占める割合は年々増大し、四十五年には県民所得の上では農業と工業との地位が逆転した。貿易においても工業製品の輸出の増大が寄与し、四十六年には一〇〇億円を越えた。商業界では四十年頃から大型店舗の出現が相次ぎ、既存の商店街においても近代化が進められた。

一方、危機感が深まる石炭産業では、ついに四十四年杵島炭鉱・明治鉱業の企業ぐるみ閉山になり、石炭産業は四十七年末の新明治鉱業の閉山により、享保年間以来の波乱に富んだ基幹産業としての長い歴史を閉じた。そして石炭積出港として発展してきた貿易港は、四十年唐津港は

液化ガスの輸入港に転換し、四十六年住の江港の開港取消し、また新たに伊万里港が外材輸入港として四十二年開港した。

また、四十五年から米の過剰が問題化し、農工一体となった開発の必要性が叫ばれて、四十六年七月には農村地域工業導入促進法が制定され、県内では佐賀市を除く全市町村がこの法の指定地域となった。また、四十七年六月には工業再配置促進法が制定され、同法に基づく工場の誘導地域として本県は指定され、租税・財政上の優遇措置とともに、工場団地の造成についても、工業再配置・産炭地域振興事業団によって、伊万里工業団地、佐賀東部中核工業団地の造成が進められている。

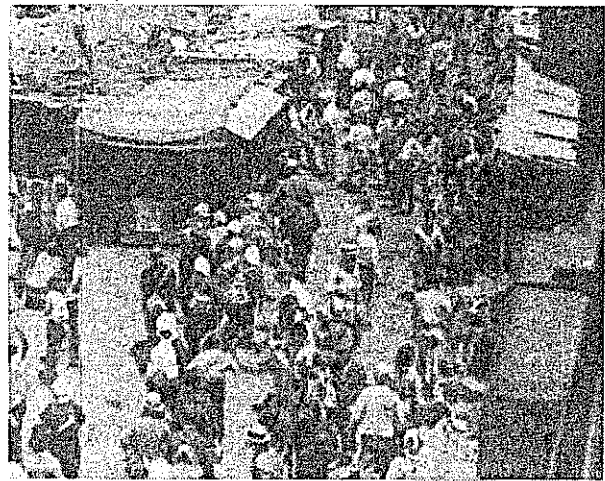
しかし、四十八年末のオイル・ショックに端を発した不況は深刻化し、本県商工業の伸びも鈍化し、低成長時代への移行の兆しがみられるが、四十年代を通じてみると、飛躍的に伸長して県経済発展の原動力となっている。

このような本県商工業の発展、とくに工業の躍進は県民所得の向上・雇用機会の造出・人口流出の歯止め等に大きく貢献し、また石炭産業の衰退に伴う雇用の安定・産炭地経済の振興に資すること大であった。

## 二 中小企業対策

### (一) 沿革

終戦直後の 終戦により、戦時中の経済統制法規は撤廃、あるいは死  
 中小企業 文化し、インフレーションの高進・生活用品に対する需  
 要の増加、さらに大企業は戦災被害・公職追放・賠償指定・労働攻勢に



引揚者マーケット（佐賀市内） 昭和25年頃

より、半身不随の状態にあったが、中小企業は本来の身軽さのため、商業・工業等各方面に著しい活動を展開した。軍需会社から大量に排出された失業者、戦災都市からの疎開者、海外からの引揚者、復員軍人等の軽工業や流通方面での活動が著しく、特に流通面では各地に青空市場が立ち、佐賀市では闇市場・引揚者

マーケットが十数か所を数えた。

しかし、二十一年秋の「傾斜生産方式」の登場は、資金・資材を石炭・鉄鋼等基礎産業に重点的に投入し、基礎産業から徐々に経済の再建を図るもので、大企業は再建の軌道にのる反面、中小企業は資金難・資材難に陥り、経営は次第に悪化していった。

政府は、二十二年十一月「中小企業対策要綱」を決定した。これは、技術指導・経営の能率化・診断制度・中小企業専門官庁の設置など戦後の中小企業対策の基本方針を示したものであり、これを受けて翌二十三年七月中小企業庁が設置された。

中小企業指導 県においても、二十三年二月中小企業の振興をはかる本部の設置 ため、県中小企業指導本部を設置し、本部長に知事、

副本部長に経済部長、顧問一五人を置き、その下部組織として総合指導部会、技術指導部会、生産能率部会、資金資材あつ旋部会の四部会を設けて、専門家を委嘱した。そして、振興対策として標準工場の設置、中堅工場の巡回指導、中小企業相談所の開設、経営および技術講習会の開催、試験研究機関の整備、工芸展の開催、産業奨励館の再開等活発な活動を行った。しかしながら、二十三年十二月の「経済安定九原則」とこれに基づく「ドッジ・ライン」の実施により、内外需要の減退・金詰り・徴税攻勢と大きな打撃を被り、中小企業の倒産・休業が相次いだ。

特に、中小企業の産業に占める比重がきわめて大きい本県においては、二十四年十一月現在の労働基準法適用事業規模別調によれば、適用事業所総数四、九七五の中で、労働者一〇人未満の事業所は三、八五五（全体の七七・七％）、一〇人以上一〇〇人未満の事業所一、〇二八を数え、一〇〇人未満の事業所は実に九八％以上を占めていた。さらに、これら事業所の労働者数をみると、一事業所平均労働者は、二十三年八月の二六・五人から二十四年七月には一八・四人と減少し、次第に零細化する傾向がみられた。こうしたことから、中小企業問題は県政上きわめて重大なものとなっていた。

県では、経済九原則の趣旨を周知徹底させる一方、二十四年二月からは企業診断の強化、標準工場の選定、試験研究機関の機能の強化、巡回相談所の開設等により、中小企業の合理化・技術の向上をはかったほか、県内金融機関の自立、国家資金の導入、中小企業の組織化、共同施設の助長などを実施した。

中小企業対 二十五年六月の朝鮮動乱による特需ブームは、本県にお  
策の充実 いて、石炭・綿糸布を中心に活況を呈した。しかし、朝

鮮休戦会談と共に特需ブームも終えんし、二十六年秋から景気は下降し、全国的に中小企業がそのしわ寄せを受けるに至った。

県は、二十六年県中小企業振興対策審議会を設置し、各界の有識者を委員に委嘱し、中小企業振興対策を諮問した。同年十二月同審議会は、金融・企業合理化・販路・指導機関・産業教育・企業誘致など七項目にわたって対策を答申した。そして、二十七年から二十九年にかけて、金融対策としては、中小企業設備近代化資金貸付制度・商業経営合理化資金貸付制度が実現した。

一方、二十八年六月の大水害により、県内商工業者は推定三八億五、一〇〇万円の大きな被害を受け、特に、東松浦郡を中心とする中小炭鉱は、浸水により壊滅的な打撃を受けた。さらに、二十八年十月からの国際收支不均衡是正を目的とする金融引締め、翌二十九年度の緊縮財政等により中小企業の金詰りが顕著となった。二十八年度中小工業経営動態調査によれば、休業工場は陶磁器・建設鉱山機械・船舶・製材関係を中心に三七八工場に達した。なお、二十九年七月、中小企業金融円滑化のため、県信用保証協会が設立されている。

三十年代を境として、日本経済は高度経済成長段階にはいり、輸出の増大・国内消費需要増加に支えられ、華々しい技術革新・設備投資を展開した。

一方、本県では産業構造の後進性から立ち遅れが目立ち、二十七年工業統計表によれば、規模別工場数では従業員三人以下が全国五七・八％に対して佐賀六四・四％、業種別出荷額中に占める機械金属部門の割合は全国三四・四％に対して佐賀一三・一％、化学部門では全国一〇・五％に対して佐賀六・四％、規模別出荷額では二〇〇人以上の工場は全国

五三%に対して佐賀三二%といった状況であった。これは本県産業が成長産業に乏しく、軽工業中心であり、また、零細性・後進性を物語っている。

こうしたことから、三十五年に県産業振興計画が策定され、既存企業の振興対策として、設備近代化・技術の向上・流通対策等が積極的に推進されることとなり、県財政の好転と相まって中小企業対策は大きく前進していった。

なお、これら施策の遂行にあたって、終戦前から商工行政にあたった商工課は、三十四年九月商工観光課、三十六年十二月には商務観光課と名称変更するとともに、工鉱業関係を工鉱課として分離独立させた。その後、三十八年七月商務観光課は、中小企業対策を中心とする中小企業課と、観光課に分離し、さらに、五十年八月には中小企業課を商工振興課と改称した。

## (二) 中小企業金融の充実

政府系金融 中小企業専門の政府系金融機関については、商工組合中機関の誘致 央金庫の拡充強化がはかれるとともに、二十四年六月には、庶民金庫と恩給金庫の業務を承継して国民金融公庫が創設され、二十八年八月には中小企業金融公庫が設立された。

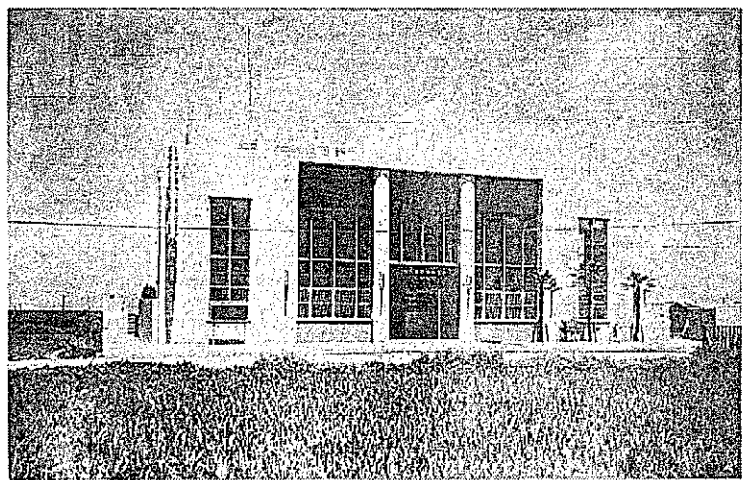
従来、県内における政府系金融機関の貸出業務は、代理店・出張所・駐在員等により行われていたが、県は、政府資金の県内導入と商工業者の利便をはかるため、商工団体と協力して支店・出張所の県内誘致運動を二十四年頃から展開した結果、二十六年十月国民金融公庫佐賀支所（四十一年九月支店に名称変更）および商工組合中央金庫佐賀出張所

（二十八年支所昇格、三十四年九月支店に名称変更）、四十二年十月には

中小企業金融公庫佐賀出張所（四十七年十月支店昇格）の開設をみた。この三種の政府系金融機関の貸出残高の推移は、二十九年十二月末現在八億五、九〇〇万円であったが、逐年増加の一途をたどり、五十年十二月末現在では五五九億円に達しており、中小企業の金融に大きな役割を果たしている。

一方、民間の中小企業専門の金融機関の整備も進められ、普通銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合等も充実していった。

県の制度金融 政府、民間金融機関の中小企業金融の充実と併せて、県独自でも経済情勢の変化に対応して、各種の中小企業金融対策を実施した。県の制度金融は大別すると、①県の歳計現金を金融機関に預託して、金融機関が行う中小企業向貸出枠の確保や協調融資により貸出枠の拡大を行う、②中小企業の設備近代化等特定目的のため資金を長期かつ低利で貸し出す、③信用保証制度の確立により民間金融の円滑化をはか



商工中金佐賀支店（建築当時）

る、④特定目的のため利子補給や信用保証料の負担軽減を行う、の四種類がある。

戦後の中小企業金融対策の最初のものとして、二十四年十二月の「県中小商工業振興融資制度」がある。これは、協同組合の育成と金融の確保を目的に、県が商工組合中央金庫福岡支所に歳計現金一、〇〇〇万円を預託し、商工組合中央金庫がこれに一、〇〇〇万円上乗せし、県内の商工協同組合を通じて中小商工業者に融資するものであった。

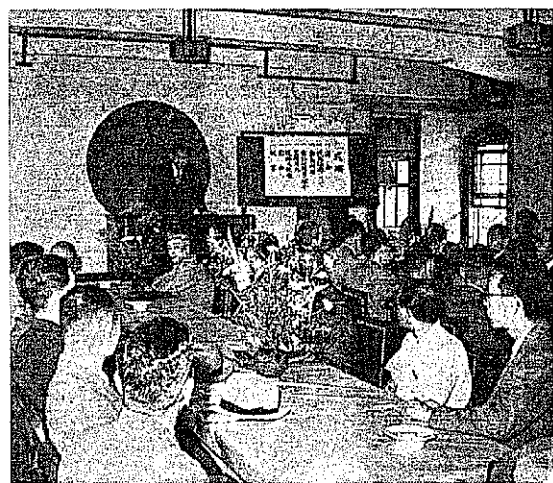
県中小企業融資 二十五年九月には県中小企業金融損失補償制度を設け、損失補償制度 けた。これは経済九原則下の深刻な金詰り打開の方策として信用保証協会設立を企画したが、出資者が集まらないため流産したので、県が肩代りとして始めたものである。当初の規模は、損失補償限度額一、〇〇〇万円、融資枠五、〇〇〇万円、貸付限度額は個人二〇万円以内・会社および企業組合五〇万円以内・事業協同組合および連合会一〇〇万円以内であった。しかし、経済界の関心は低く、利用状況は二十五年十二月末現在累計二、三〇八万円、残高で一、九九一万円であった。その後、限度額の引上げ等補償内容の改善がはかられ、経済界の関心も大きくなり、翌二十六年十二月六、二九〇万円、二十七年八月一、二九〇件・一億五、九〇〇万円と利用は急増していった。なお、この制度は、信用保証協会の発足と同時に事業を停止した。

県信用保証 二十八年八月信用保証協会法が制定されたことを契機協会の設立 に、県信用保証協会を設立して保証業務を行う機運が熟し、翌二十九年七月に同協会が設立され業務を開始した。中小企業は、一般的に大企業と比較して、信用力、担保力に乏しく、このため金融機関からの融資が円滑を欠く場合が多く、中小企業の発展を阻害する原因

の一つとなっている。信用保証制度は、特別法に基づく公的な法人である信用保証協会が債務を保証することで、中小企業者の信用を補完し、中小企業金融の円滑化を促進しようとする制度であり、金融機関が貸付金の回収ができなかった場合は、保証協会が代位弁済をする仕組みである。発

足に際しては、一般にこの制度の認識、理解が乏しく、出捐金は二十九年度末一、八〇二万円の少額で、県はそのうち一、五〇〇万円を負担するなど基礎づくりに尽力し、その後も毎年のように出捐を続けた。次第に業界の認識が深まるとともに関係機関の協力も高まり、協会の自己努力とあいまって、五十年度末の基本財産は、一〇億六、三二六万円（うち、県出捐金二億八、二五三万円）に達し、保証債務残高も二十九年度末三、〇一〇万円が、五十年度末には二八五億一、二一六万円と飛躍的に増大し、県内中小企業金融の促進に大きな役割を果たしている。また定款保証倍率も当初の一〇倍から四二・八倍まで引き上げられている。

県産業振興資 県は、零細商工業者問題、石炭産業の不振、労働者福祉金貸付制度 社問題、公害の発生、災害の発生、不況等流動する経済情勢に応じて、きめ細かい金融対策を実施してきたが、三十六年五月



県信用保証協会設立総会 昭和29年4月

県産業振興資金の貸付状況

単位：千円

年度	県 資 金			融 資 枠			年 度 末 貸 出 残 高		
	中小企業	産炭地域	計	中小企業	産炭地域	計	中小企業	産炭地域	計
昭和36	100,000	—	100,000	200,000	—	200,000	187,000	—	187,000
37	100,000	—	100,000	300,000	—	300,000	223,271	—	223,271
38	100,000	40,000	140,000	300,000	80,000	380,000	295,158	14,220	309,378
39	110,000	70,000	180,000	320,000	140,000	460,000	240,203	120,170	360,373
40	110,000	105,000	215,000	320,000	210,000	530,000	204,666	153,120	357,786
41	110,000	105,000	215,000	400,000	262,500	662,500	202,504	194,902	397,406
42	160,000	105,000	265,000	400,000	262,500	662,500	538,574	181,467	720,041
43	195,000	105,000	300,000	487,500	262,500	750,000	557,434	198,698	756,132
44	220,000	130,000	350,000	660,000	390,000	1,050,000	1,057,913	326,626	1,384,539
45	260,000	140,000	400,000	780,000	420,000	1,200,000	982,819	372,408	1,355,227
46	350,000	150,000	500,000	1,050,000	450,000	1,500,000	1,047,416	337,126	1,384,542
47	390,000	160,000	550,000	1,170,000	480,000	1,650,000	1,194,727	216,593	1,411,320
48	400,000	100,000	500,000	1,200,000	300,000	1,500,000	1,165,953	261,057	1,427,010

には、県産業振興計画実施のための中小企業金融対策として、県産業振興資金貸付制度を設けた。この内容は、県資金（内、五、〇〇〇万円は農業資金を導入）を佐賀銀行・商工組合中央金庫に預託し、同額の協調融資を求め、主として製造業に長期資金を貸し付けるものであった。創設当初の三十六年度は、原資一億円、融資枠二億円で一億八、七〇〇万円を融資した。また、当時、石炭産業の合理化が進行し、炭鉱閉山、失業者の大量排出が相次ぎ、産炭地の振興が県政の重

要課題となった事態に対処し、早急に工業の導入をはかるため、三十八年八月同制度を全面改正し、限度額の引き上げや利子補給など各種の優遇策を講じた産炭地域振興資金貸付制度を加えた。その後、年々貸付枠の拡大をはかり、金融の円滑化に大きく寄与した。

県中小企業 四十九年四月従来の各制度金融を総合的に整備した。この金融制度は、従来の制度が数も多くなり、また利子補給、保証料の補給など、助成策が、複雑に組み込まれ、一般に理解しにくい面もあったので、これを体系化するとともに、利子補給あるいは保証料の補給についてはこれを廃止し、貸付金の利率や保証料の料率そのものを引き下げ、同じ結果となるように改善をはかった。なお、災害時の特別融資や公害防止の資金については、利子補給を行うこととした。

この結果、産業振興資金貸付制度のなかの中小企業資金と中小企業合理化資金の一部は中小企業振興資金融資制度として、小口資金貸付・中小企業合理化資金・特別小口資金融資は小規模事業資金融資制度とし、また、産業振興資金貸付のなかの産炭地域振興資金・商業近代化資金融資・公害防止施設整備資金融資は特別対策資金融資制度として、計三種にまとめ、新しい経済情勢に対応して整備充実をはかった。

五十年における融資枠は、中小企業振興資金が四〇億六、四〇〇万円（内、県資金六億五、一〇〇万円）、小規模事業資金三七億八、一〇〇万円（内、県資金一三億八、一〇〇万円）、特別対策資金一六億一九〇万円（内、県資金五億一八〇万円）に達している。

△県制度金融の推移▽

○二十七年六月 県中小企業設備近代化資金貸付制度（中小企業の設備の近代化を目的に長期資金貸付のための県資金預託）



- 二十八年四月 県商業経営合理化資金貸付制度（商業者の短期事業資金貸付のための県資金預託）
- 二十九年五月 県小企業相互融資資金貸付制度（中小企業専門金融機関の育成と小企業の自己資本蓄積のための県資金預託）
- 三十一年七月 県季節資金貸付制度（越益越年の季節的資金需要確保のための県資金預託）
- 三十四年十二月 県中小炭鉱経営合理化資金融資促進制度（中小炭鉱の金融確保のための信用保証料の負担）
- 三十六年五月 県産業振興資金貸付制度（中小製造業の設備資金融資のための県資金預託）
- 県中小企業労務管理施設改善資金貸付制度（中小企業従業員の確保と福利増進のための県資金預託）
- 三十七年四月 県小口資金貸付制度（小企業の金融確保のための県資金の預託と信用保証料の負担軽減）
- 四十三年八月 県中小企業倒産関連保証損失補償制度（中小企業の連鎖倒産防止のための損失補償）
- 四十四年四月 県産炭地域中小企業経営安定資金融資促進制度（産炭地域内の中小企業の経営安定資金貸付のための県資金の預託、利子補給、信用保証料の負担軽減、損失補償）
- 四十六年二月 県公害防止施設整備資金融資促進制度（中小企業の公害防止施設整備確保のための県資金預託、利子補給）
- 四十六年九月 同和地区中小企業振興資金貸付制度（県市町村振興資金に同和地区中小企業向け貸付制度の新設）
- 四十六年十月 県特別小口資金融資制度（零細企業に対する金融の確

- 保のための県資金の預託、利子補給、損失補償）
- 四十七年一月 県不況対策臨時資金融資制度（ドル・ショックによる中小企業不況対策のための県資金の預託、損失補償）
- 四十九年二月 県中小企業緊急融資制度（オイル・ショックによる中小企業不況対策のための県資金の預託、損失補償）
- 四十九年四月 従来の融資制度を整理し拡充強化するため県中小企業金融制度の全面改正
- 県中小企業振興資金融資制度
  - 一般貸付（中小企業者の事業施設設置のための県資金預託）
  - 季節短期貸付（越益、越年の季節的資金需要確保のための県資金預託）
- 県小規模事業資金融資制度
  - 一般貸付（小規模事業者の事業資金確保のための県資金預託、損失補償）
  - 小企業貸付（零細企業者の事業資金確保のための県資金預託、損失補償）
- 県特別対策資金融資制度
  - 高度化促進貸付（中小企業の高高度化、構造改善に伴う事業資金のための県資金預託）
  - 中小企業近代化貸付（中小企業者の設備の近代化、知識集約化に伴う設備資金のための県資金預託）
  - 地域振興貸付（地域の振興に寄与すると認められる事業を営む中小企業者の設備資金のための県資金預託）
- 公害防止施設整備貸付（中小企業者の公害防止施設整備のための

（県資金預託）

経営安定災害復旧貸付（災害または経済変動により経営の安定に著しい影響を受けた中小企業者の事業資金確保のための県資金預託、損失補償）

（三）中小企業の近代化

国の近代化資金 資本のぜい弱な中小企業の設備の近代化には、長期かつ低利の融資制度が果たす役割は、きわめて大きい。中小企業設備近代化資金の助成は、昭和初年の中小工業者の組合助成策としての共同施設に対する補助金制度に始まる。戦後、二十二年から復活し、商工業者の組織する協同組合の共同施設設置に対して助成され、名称は補助金であったが、剰余金が生じた場合は、年賦償還を行う仕組みであった。

二十九年度に制度改正が行われ、国庫補助の対象が、共同施設に対する補助を行う都道府県となると共に、名称は補助であってもその実体は無利子資金の貸付としての性格のものとなった。また、協同組合の組合員の設備近代化資金も助成対象に加えられた。

国の補助による助成制度は、三十一年五月中小企業振興資金助成法（三十八年中小企業等近代化資金助成法と改称）が制定され、これに基づき、県では三十一年十一月に中小企業振興資金貸付制度を設け、本格的に中小企業近代化のための長期かつ無利子の融資が行われるようになった。

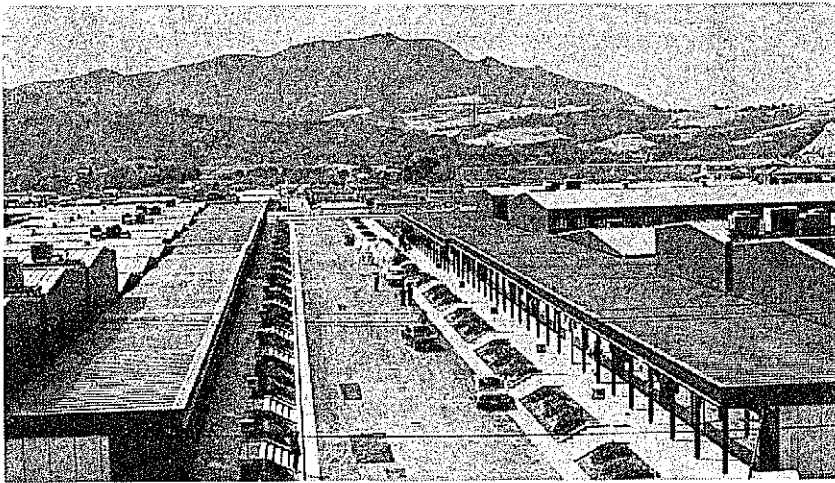
この制度は、国・県の補助金および償還金を原資にして回転し、貸付けるものであった。共同施設補助金は共同施設資金に名称を変え、また、協同組合の組合員に限られていた設備近代化資金の貸付対象は、広

く中小企業者に拡大された。

その後、三十六年工場等集団化資金、三十八年店舗等集団化資金・小売商業店舗共同化資金・商店街近代化資金・企業合同資金、四十一年工場共同化資金等貸付の対象が逐次拡大され、さらに、四十二年十月には中小企業振興事業団法が制定され、中小企業者の共同化、集団化、その他中小企業構造の高度化を促進する指導、資金の貸付け等の事業は大きく充実していった。

これらの制度の活用により中小企業の近代化は促進され、工業関係では、三十七年度佐賀工場団地・四十五年度唐津鉄工団地の形成、四十二年有田焼工業協同組合・四十七年度西日本スレート協業組合の工場共同化、商業関係では、四十四年度佐賀北水商店街・四十六年度鳥栖本通筋商店街の近代化事業、四十九年度には有田焼卸団地の形成等が行われた。

一方、設備近代化資金の貸付けも、毎年中小企



有田焼卸団地

業の需要にこたえていった。

県の近代化資金 こうした国の制度によるもののほか、県独自で、二十七年六月県中小企業近代化資金貸付制度を設け、中小企業の設定近代化のための長期設備資金の貸付けを開始した。これは、佐賀中央・佐賀興業の両銀行に、県資金各一、〇〇〇万円を預託し、銀行の協調融資を求めて貸付枠確保し、一企業当たり三〇万円〜二〇〇万円以内の長期資金を貸し付けるものであった。企業の関心は高く、二十七年度は申込件数三二件・融資件数一四件、二、〇一〇万円が貸し付けられた。なお、この制度は、三十六年五月に改組し、県産業振興資金貸付制度として発足している。

設備の貸与 設備近代化に対する資金上の助成措置のほか、国有機械の払い下げのあつ旋や機械貸与等も行った。二十七年三月実施の工作機械設備等統計調査によれば、県内の工作機械の老朽比率は六二%で、全国平均の二九%と比較すると異常に高く、八割以上が戦前の機械を使用していた。

二十七年六月賠償指定を解除された国有機械と中小企業の保有する老朽機械を交換する制度が設けられたので、交換のあつ旋を行い、同年十月には県内の工場に五五台の工作機械が払い下げられた。

中小企業機 四十二年十月には、小規模企業の近代化を促進するた  
械貸与公社 め、県の全額出資（五〇〇万円）で財団法人県中小企業  
機械貸与公社を設立して、機械や設備の割賦販売を始めた。内容は小規模企業が必要とする機械や設備を公社が購入し、企業に長期かつ低利  
（期間四年六月・貸与損料年五%）で譲渡する仕組みである。これは、  
発足当初から好調で、四十二年度三八件・八、〇〇〇万円、五十年年度ま

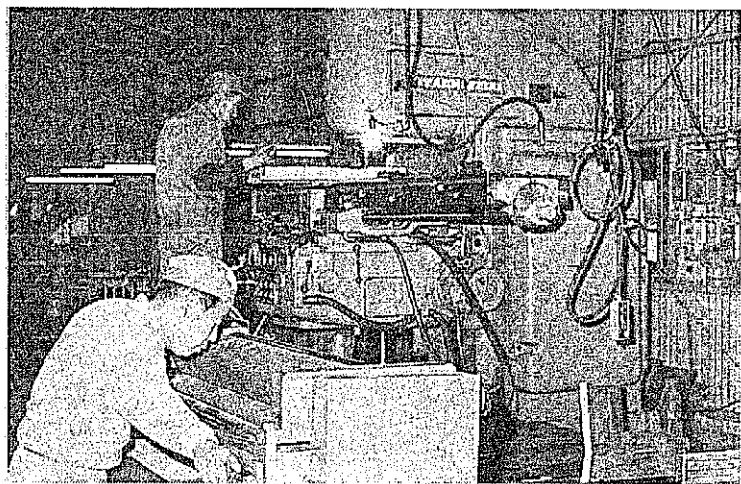
でに四四五件・十一億七、七〇〇万円に達した。

なお、同公社は、五十一年度に至り業務を拡大し、下請のあつ旋業務も併せて行うことになり、四月一日、名称も県中小企業振興公社と変更することになった。

#### 四 中小企業の組織化

##### 協同組合の民主化

終戦により、戦時立法である商工組合法が廃止され、同法において副次的存在であった施設組合制度を拡充する形式で、二十一年十二月商工協同組合法が制定された。同法により旧商工組合（内、統制組合一八八、施設組合一二二）は解散、または商工協同組合に改組され、二十三年六月末現在組合数二二五、組合員数二万七三四人に達した。しかし、実体は生産資料割当を目的とするもので、経済民主化にふさわしくなく、また中小企業者の民主的相互扶助団体に程遠く、二十二年四月独占禁止法の制定とともに、実質的に民主的な組合制度の樹立が要請されるに至った。こうした情勢を踏まえて、二十四年六月中小企業等協同組合法が制定



県機械貸与公社の機械 昭和47年



一日中小企業庁（佐賀市） 昭和48年10月

された。これは、農業・水産業・消費生活の三協同組合制度を除き、従来単独法により設立された各種の組合（例、市街地信用組合法に基づく信用組合等）を包含し、民主的相互扶助制度を徹底した画期的なものであった。同法に基づく組合は、事業協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合の四種類とされた。

事業協同組合は、二十四年八月の興有名石嶽事業協同組合を始め、設立が相次いだ。

信用協同組合は、市街地信用組合・産業組合からの改組および新設が進み、二十四年末の一組合が翌年末には五組合に増え、また、一部は二十六年の信用金庫法の制定により、信用金庫の適格性が認められ、信用金庫に改組した。

企業組合は、昭和二十四年十月九州家庭薬企業組合を皮切りに逐次増加していった。しかし、三十年代後半に入り減少していった。このことは、企業組合は組合員が自己の資本を組合に出資し、組合は一つの企業体として事業を行うものであるが、その運営の難しいこ

とを物語っている。

協同組合の育成 当初は組合設立促進に重点が置かれたことから、次第に運営に行き詰る組合も現われてきた。こうしたことから、三十年九月の法律改正により、組合の設立および定款の変更を認証制から認可制とし、監督権限の強化がはかられ、実効的な組織づくりに進展した。

三十三年の法律改正により、火災共済協同組合が制度化されたことに伴い、二十八年十月に発足していた県共済商工協同組合は、三十四年三月火災共済協同組合に組織変更した。

三十年代は、経済成長の波にのって事業協同組合の設立が著しかった。中小企業の高度化を目ざした工場団地や卸団地の設置を目的とする組合の設立も活発となり、三十六年佐賀工場団地、四十年平尾窯業団地、四十四年唐津鉄工団地、四十七年唐津水産加工団地、四十八年佐賀大和工業団地・有田焼卸団地等の各事業協同組合が設立された。

五十年十二月末現在、事業協同組合は三五八組合（県中小企業団体中央会作成の名簿に登録されているもの）が活動しており、共同仕入れ・共同販売・共同生産・資金の借入れ・貸付けなどの経済事業を行い、また、教育情報事業や福祉厚生事業などを実施している。しかし、反面、組合を設立はしたが、その後活動していない休眠組合がこのほかに相当数あり、中小企業の協同事業の難しい一面をみる事ができる。

また、四十二年の法律改正により協業組合が制度化されたことにより、LPガス・コンクリート製品製造などにおける協業組合が設立された。そのほか、商業関係では、商店街振興組合法（三十七年五月制定）に基づく商店街振興組合が唐津市・伊万里市・佐賀市に設立された。

県中小企業等協同組合の推移

種類 年月	事業協同 組合	企業組合	信用協同 組合	協同組合 連合会	衛生環境 同業組合
24年12月	25	1	1	—	
25年12月	110	20	5	1	
26年12月	153	46	6	2	
27年3月	163	51	6	2	
28年3月	200	75	6	2	
31年1月	285	128	11	4	
33年10月	234	89	6	4	6
36年4月	260	79	7	3	6
38年6月	277	32	8	4	8
41年1月	318	32	8	5	8
44年2月	337	30	8	6	10
47年2月	397	32	8	7	8
51年3月	358	14	7	7	8

注：(1) 24年～27年 県経済概観より  
 (2) 28年以降 県中小企業等協同組合名簿より転載  
 (3) 休眠組合を除く

調整事業 過当競争を防止し、中小企業の経営の安定を図るため、調整事業が取り上げられ、二十八年八月制定の中小企業安定法にもとづく調整組合が制度化された。同法は、さらに整備され、三十三年四月中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合に移行し、設備・生産・加工・販売等の調整事業や合理化のための教育の共同経営事業も併せ行うこととなった。

本県では、二十九年八月設立の県清涼飲料工業組合を始め、三十二年印刷、三十五年電気工事・医薬小売業等と設立されていった。その後も

設立が進み、四十年には五組合が増加、その頃から工業関係組合の設立が目立ち、商業関係の設立は見受けられなくなった。

(五) 中小企業の育成

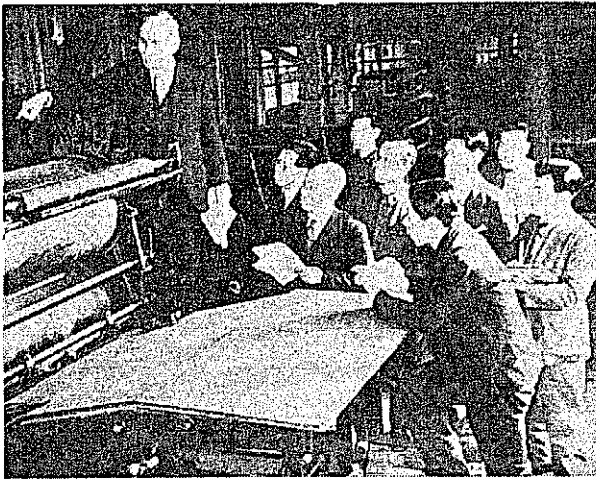
商工団体 中小企業の指導団体としては、商工会議所・同連合会、商工会・同連合会、中小企業団体中央会などがあり、中小企業の発展に努めている。

商工会議所は、二十二年戦時中解散させられていた佐賀・唐津商会議所が復活したのを始め、鳥栖・伊万里・有田、二十三年に杵島（二十五年に改組して武雄となる）・小城の各商工会議所が設立された。昭和五十年末現在、七商工会議所で、会員数は六、七六三人である。

商工会は、三十五年に制定された商工会等の組織に関する法律に基づいて、商工会議所が設立されていない地区に、県下全域ほとんど一斉に設立された。また、以前からあった任意団体の商工会も新しく法に基づく法人組織となった。五十年七月現在、四〇商工会で、会員数は一万七三三人である。

従来、商工会議所と商工会は一体で県の連合会を組織していたが、三十六年の法律改正により商工会連合会が法制化されることになったのを契機に、同年十月商工会議所連合会と商工会連合会に分離した。

商工会と商工会議所が行っている経営改善普及事業は、大きな成果をあげてきた。この事業は、小規模事業者の経営改善をはかるために経営指導員を置き、国と県が人件費を助成している。経営指導員は、発足当初の三十五年は四六人であったが、五十年には九二人に増えた。そのほか、補助員が五〇人設置されており、この経営指導員は、経営・経理



工場診断 千代田印刷機械（牛津町） 昭和24年2月

・金融・税務・労働などの相談と指導を行っている。

県中小企業団体中央会は、商工組合中央会県支部（昭和十八年十月設立）が、二十二年四月商工協同組合県支部に改組、翌年四月県中小企業連盟に改組、三十年十一月県中小企業等協同組合中央会に改組、翌年六月県中小企業団体中央会と名称を変更して、現在に至っている。中小企業等協同組合の指導をはじめ、県内中小企業の育成発展に努めている。

**企業診断** 企業診断は、二十三年六月県中小企業指導本部が、佐賀市巨勢町の真崎鉄工場等六工場を対象に実施した工場診断が最初である。

初期には工場診断・商店診断・商店街診断の三種が中心であった。二十七年三月企業合理化促進法が制定されて、従来の行政措置から法的措置となり、診断の内容も産地診断（業界）の実施、設備近代化資金や高度化

資金貸付制度と連携した診断、あるいは巡回指導の実施など充実しているが、年間の診断指導状況は四〇〇件を越えるようになった。

特に、四十一年度から実施した有田焼産地診断は、原料から生産・流通に至るまでの過程を明らかにした大がかりのものであった。

診断員は、当初は外部

の専門家等を委嘱していたが、二十五年から中小企業診断員養成講習会に職員を派遣するなど毎年専門職員の養成を行い、五十年度末現在、県内の中小企業診断士の登録数は四三人（内、県職員二四人）となった。

従来、診断は商工課工業係・商政係を中心に実施してきたが、三十三年四月県産業奨励館内に診断課を新設、四十一年四月中小企業診断指導室、四十二年九月中小企業総合指導室、四十六年九月中小企業総合指導センターとして診断指導体制を強化してきた。

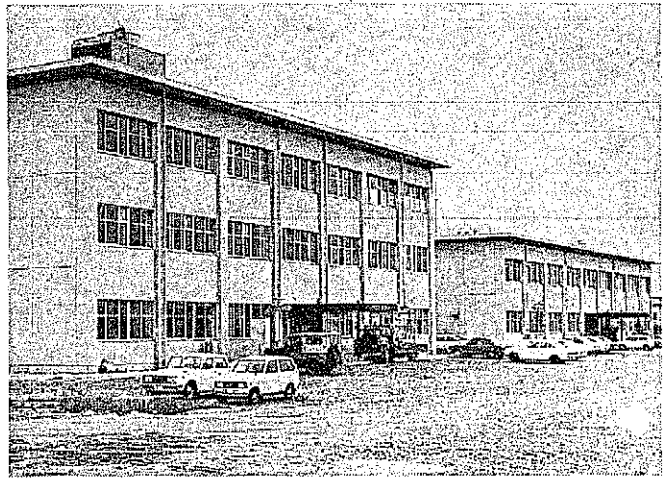
**試験研究機関** 昭和二十年代までの本県の技術向上の指導対象は、特産品である陶磁器・医薬品・木竹製品・和紙など地場の伝統産業が中心であった。

試験研究機関には、窯業試験場・窯業指導所・薬業指導所・木竹工業試験場・紙業試験場があった。

（注）薬業指導所については、第十一章衛生に記述

#### △工業試験場

工業試験場の前身は、昭和十二年四月特産の木製品生産技術指導のため、佐賀市上多布施町に設置された木工指導所である。その後、十五年四月副業指導所、二十一年四月工芸指導所、二十三年四月木竹工業試験場と改称し、主として木竹製品の技術指導を行ってきた。一方、化学・金属・機械等の分野は、県商工課内の工業技術相談室（化学試験室）が扱い、試験・鑑定・分析・製造・研究等の試験件数は、産業の発展に伴い、二十六年度二四〇件、二十七年六三七件と激増していった。こうした情勢から工業試験場の設立が、二十六、二十九年の再度にわたる県中小企業対策審議会の答申、三十一年県総合開発審議会の答申等各界から要望されていた。



県工業試験場 昭和49年8月移転

三十三年四月一日、木竹工業試験場と工業技術相談室が合体して、工業係・技術係・庶務係からなる工業試験場が設置された。

しかし、庁舎・敷地が狭く、設備陣容も貧弱であったことから、県産業振興計画実施を契機に佐賀市神野町に二か年計画、総工費四、三二万円、全面移転新築した。三十七年十月庁舎が完

成、同年十二月理化学・機械金属・工芸の三部制により発足、三十九年八月には紙業試験場を吸収合併して紙業部（四十六年理化学部に吸収）を設けた。

さらにその後、技術革新はめざましいものがあり、これに対応するための新技術の研究開発、さらには公害防止技術対策など工業試験場の機能を一層充実強化する必要がある、佐賀市鍋島町に移転新築することに踏み切った。

四十七年度から三か年計画で、四十九年八月本館、五十年三月機械金属棟および工芸棟を新築移転した。総事業費六億六、三〇〇万円、敷地は二万二、九三二㎡、建物の総面積は四、〇八〇㎡におよび、各試験・

実験室をはじめ技術研修室、技術情報室等一段と整備された。

#### △窯業試験場▽

窯業試験場は、大正五年五月に設けられた有田工業技術員出張所（有田工業学校内）に始まる。

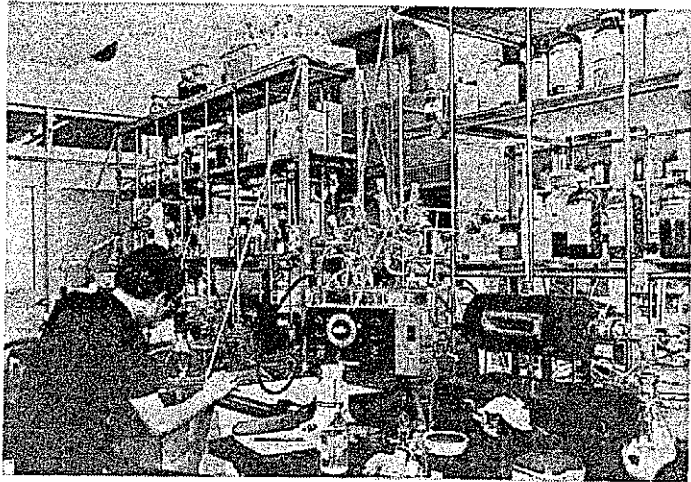
その後、杵島炭鉱主高取伊好の遺志や窯業者の寄付をもとに、昭和三年十月第一窯業試験場を有田町中樽に、五年二月第二窯業試験場を塩田町馬場下に設置した。なお、第二窯業試験場は昭和十年四月窯業指導所と改称した。

窯業試験場は、創立以来相当の年月を経過していたところから、時代の発展に設備内容が即応できず、戦後の急激な技術革新に追いつけない状態にあった。そこで、三十三、三十四年度にかけて、国の補助を受けて設備の整備を行った。

庁舎は昭和五年建設の建物で老朽化していたことから、その後、四十一、四十二年度にかけて、工費一億一、八〇万円、有田町田ノ平に移転新築した。設備も陶磁器工業開放研究設備・高級染付磁器製造技術研究設備・研修室等を整備した。

三十四年高級陶磁器の焼成指導を行うため設置した重油窯が、燃料の節減・焼成時間の短縮、出来上がりなどで好成績をあげたことから、重油転換指導を行った。高級品時代に対応して、デザインの改良、成型焼成等技術の改良、コストの低減、原料改良、そのほか原料確保のための泉山陶石・白川山土・磨石等の利用方法の研究、鉛毒対策、公害対策等、広範囲にわたる試験研究・業界指導・研修等を行っている。

なお、塩田町にあった窯業指導所は、三十年十二月窯業試験場に統合された。



国立九州工業技術試験所の合成化学研究室

△紙業試験場▽

紙業試験場は、二十三年四月県産業振興対策審議会の「農村工業振興についての答申」に基づいて、旧黒川村（その後、旧南波多村井手野に移転）に設置された。そして、当時、山間部の農家の農閑期の副業として盛んに行われていた本県特産の和紙の製造技術の向上に寄与した。三十年頃から原料の入手難、機械製紙の進出等により生産・需要共に減退を来し、その存在の意義が薄れてきたため、三十九年八月工業試験場紙業部として吸収された。

△国立九州工業技術試験所の誘致▽

県の機関とは別に、三十八年末、国において工業技術院九州工業技術試験所の設立計画を耳にするや、九州内陸部交通の要衝である鳥栖市を候補地として誘致に全力を挙げ、四十年五月同市に設置をみた。

なお、誘致に際しては用地三万坪を無償提供した。

### 三 金融制度

#### (一) 新円発行と金融機関の再建

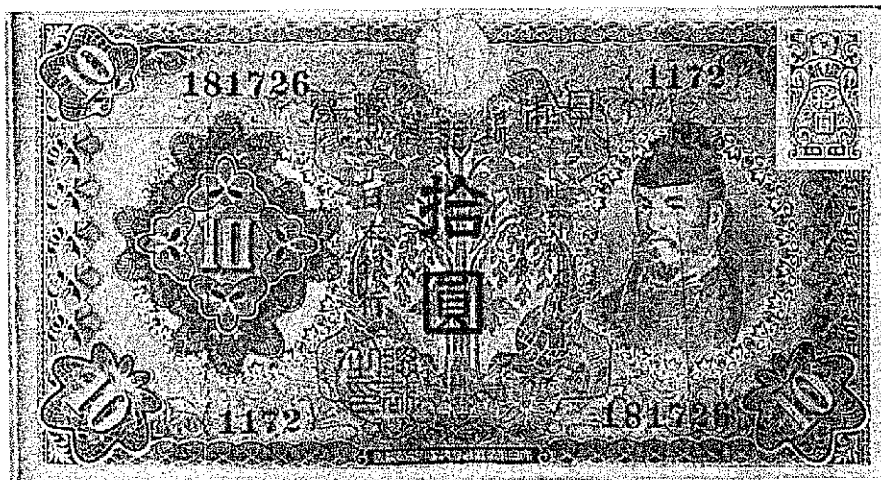
新円発行 戦時中から進行しつつあったインフレーションは、戦後の物資・食糧の不足に加えて、終戦と同時に実施された巨額の臨時軍事費の支払い等により猛威を極めていた。

政府は、インフレ対策を中心とする総合的経済危機突破対策を実施するため、二十一年二月「戦後物価対策基本要綱」を決定し、同年二月十七日、金融緊急措置令・日本銀行券預入令・食糧緊急措置令・隠匿物資等措置令を施行した。翌三月三日には物価統制令・臨時財産調査令を施行した。

この中で、金融緊急措置令は二十一年二月十七日現在をもって、一斉に金融機関の預金を封鎖して、その封鎖預金からの現金支払を禁止するものであった。日本銀行券預入令は流通紙幣（日銀券五円以上）はすべて二十一年三月三日限り強制通用力を失うものとし、手持現金については同年二月二十五日から三月二日までの期間に、一人当たり百円の割合で新日銀券（新円）と等価交換を行い、残金は封鎖預金として預かり、それによって消費の抑制をはかるというものであった。

終戦当時の本県預金は一一億円であったが、新円切替により約四億円が預金として吸収され、切替時の預金高は自由預金と封鎖預金を併せると、一七億円に上昇した。ついで二十一年八月軍事補償打切りに関連して第二封鎖預金が設けられたが、軍需産業が少なかった関係から、預金





証紙をはった旧円

総額の六分の一程度の約三億五七七万四、〇〇〇円であった。また、金融緊急措置令の施行により、日銀券の発行高は三月十二日には一五二億円に圧縮、県内においても通貨量は封鎖時の約四億三、三〇〇万円が新円切替後は八、五〇〇万円に圧縮している。

新円切替は、二月二十五日から三月七日までの間に旧円を預け入れ、新円は同期間中原則として一人一〇〇円（世帯主三〇〇円）の割合で払い出されたが、その後の通貨の増勢は依然強く、第二

次措置として世帯主の生活費の引出し限度の引き下げ、第三次措置として事業資金の凍結、第四次措置として第二封鎖預金の設定等数次にわたってインフレ抑圧が試みられたが、通貨の膨張は依然上昇を続け、二十三年十二月には三、五五二億円に達している。その間、通貨の膨張に対する新円吸収策として、宝くじ・スピードくじ・三角くじが盛んに売り出

され、二十一年七月までの富くじ売りさばき額は佐賀県復興宝くじ七〇〇万円など合計二、三二四万七、〇〇〇円に達している。

貯蓄増強運動 通貨の膨張は依然上昇を続け、二十一年十月国会において「通貨安定に関する決議案」が超党派的に可決され、翌十一月衆議院内に通貨安定本部が設置されて、全国的に救国貯蓄運動（二十一年十一月～二十四年十二月）が展開されることとなった。本県においても、二十一年十月日本銀行佐賀事務所内に県通貨安定推進委員会を設け、県選出国會議員を始め、各界の代表を網羅して、運動を開始した。

そして、新円再封鎖のデマの解消・浮動退職現金の吸収・貯蓄嫌悪思想の是正・貯蓄思想の啓発等を行い、金融機関においても復興定期預金・無記名定期預金・割増金付定期預金等の新設、支店・出張所等店舗の拡大により、盛んに現金の吸収を行った。こうした浮動現金の吸収の結果、二十一年三月から翌年三月までの間に、目標五億六、〇〇〇万円に対して六億六、〇〇〇万円の貯蓄を行い、全国一の成績をあげた。

そのほか、県通貨安定推進委員会は、佐賀市赤松小学校の児童銀行の誕生を契機に、県下の各学校にも普及しつつあった児童銀行の育成や、神埼・伊万里・小城・呼子・鹿島の五町を貯蓄実践模範地区に指定するなど貯蓄思想の普及を行った。子供銀行は、二十四年六月末現在二二一校と全国一の組織率で、預金も一、六〇〇万円に達した。

二十五年に入って、資本蓄積として見直され、再び全国的な貯蓄増強運動が展開された。同年九月本県でも県貯蓄推進連絡会（三十一年五月県貯蓄推進委員会と改称）を結成し、事務局を県地方課内に置いて活動を再開した。同委員会は、「郷土経済再建、県民生活安定」を標語に貯蓄啓発活動を行い、二十六年九月には「講和記念特別貯蓄運動」を実施

第13章 商 工 業

した。

三十五年の県産業振興計画の実施の際には、県内資本の充實をはかる意味から産業振興貯蓄運動を展開している。

金融機関の再建 終戦後の経済再建のためには、金融機関の立ち直りにより、生産資金の融資が期待されていた。しかし、大半の金融機関は、軍需産業に巨額の投融资を行い、しかも大半は回収不能であり、保持していた債権はインフレの進行により無価値に近い状態になっていた。終戦後の軍需補償の総額は約一、五〇〇億円の巨額に達するものとされ、支払いが、打ち切りかで争われた。二十一年八月十二日、政府は軍需補償の打ち切りを声明、その救済措置として、金融機関再建整備、企業再建整備が行われることとなった。

金融機関の再建整備は、二十一年八月十五日に制定された金融機関経理応急措置法に基づき、八月十一日現在で資産・負債を新・旧の両勘定に分け、同日以降は健全な新勘定により営業を再開、旧勘定は、金融機関再建整備法により整理に入った。

二十一年八月現在の県内金融機関の貸出勘定・有価証券勘定をみると、貸出勘定一億四、九一〇万五、〇〇〇円のうち六三%、有価証券勘定四億一、七九九万三、〇〇〇円のうち一一%を旧勘定が占めていた。

再建整備は、旧勘定のうち良質なものは新勘定に移し、残りの損失は確定評価益、旧勘定の積立金、資本金の九割、第二封鎖預金の七割、資本金の一割、第二封鎖預金の残額、指定債務の順序で補てんし、残りは政府が一〇〇億円の限度内で補償することとなった。

佐賀興業銀行では、確定損失二、九八一万六、〇〇〇円を確定益・積立金の九一・九%、資本金の九〇%、第二封鎖預金の五一%をもって補

県 内 金 融 の 推 移

単位：千円

	20年8月	21年3月	21年8月	21年12月	22年6月	22年12月	23年6月
1. 預金勘定							
自由預金	1,133,202	128,622	287,305	749,917	1,256,377	3,121,960	3,406,703
第1封鎖預金	—	1,175,929	801,122	1,007,398	729,449	606,838	434,258
第2封鎖預金	—	—	305,774	99,078	93,259	40,803	—
不明	—	434,619	410,984	346,833	266,037	—	—
合 計	1,133,202	1,739,170	1,805,185	2,203,256	2,345,122	3,769,601	3,840,961
2. 貸出勘定							
新 勘 定	137,032	137,794	29,886	223,714	494,525	848,027	1,496,356
旧 勘 定			119,219	92,058	59,052	57,649	—
合 計			149,105	315,772	553,577	905,676	1,496,356
3. 有価証券勘定							
新 勘 定	295,677	401,179	355,472	399,871	357,704	398,446	425,179
旧 勘 定			62,521	52,659	63,586	54,039	—
合 計			417,993	462,530	421,270	452,485	425,179
内 債	175,919	276,272	273,989	274,442	281,441	300,897	324,013

資料：佐賀県年鑑（資料：日本銀行佐賀事務所提供）より転載

注：預金勘定のうち不明は、郵便預金の第1、第2封鎖の分類が不明なもの

てんした。佐賀中央銀行では一、六二二万九、〇〇〇円を一、六〇六万八、〇〇〇円の確定益と一五万一、〇〇〇円の積立金で充当した。産業組合では、栄城信用購買利用組合は積立金の全額、出資金の九割、第二封鎖預金の一部を切り、有田町信用販売購買利用組合は積立金、出資金、整理債務、指定債務の全額を切り捨て、不足額一六万四、二六九円の政府補償を受けた。農業界では、県農業会が同様に二、六〇〇万円、単位農業会では県全体として八二九万四、六七八円の政府補償を受けた。

### （二）金融機関の充実

二十二年七月末調査による県内金融機関の状況は、県内銀行は佐賀興業銀行（二八店舗）と佐賀中央銀行（三五店舗）の二行、県外に本店を有し県内に支店を有する支店銀行は、日本貯蓄銀行（二十三年協和銀行と改称）、日本勧業銀行（旧県農工銀行、四十六年一月第一銀行と合併し第一勧業銀行と改称）、住友銀行（旧百六銀行、一時財閥解体により大阪銀行と改称）、東京銀行（旧横浜正金銀行、二十二年出張所開設）、福岡銀行（四店舗）の各店舗があった。無尽会社は西日本無尽（一〇店舗）、市街地信用組合は佐賀・唐津・伊万里の三組合、産業組合は栄城信用購買利用組合・有田町信用販売購買利用組合の二組合、農業会の一、二五、漁業会一、二、郵便局一四九、生命保険会社一五があった。

そのほか特殊銀行としては、二十一年二月十八日、日本銀行佐賀事務所が経済調査機関として、佐賀中央銀行呉服町支店内に設けられた。

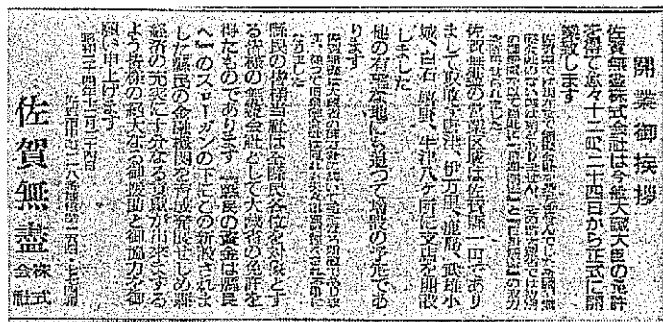
佐賀相互銀行 県内唯一の肥前無尽会社が、二十一年二月西日本無尽会社の誕生 社に吸収されたため、県内に本店を有する無尽会社は皆無となっていた。このため、中小企業金融難解消を目的に、県内資本に

より無尽会社設立の機運が持ち上がり、二十四年九月発起人総会が開催され、同年十二月二十二日、七の殖産会社を母体に、佐賀無尽会社を設立した。設立当初は本店を佐賀市中町に、支店を唐津・小城・伊万里・武雄・嬉野・鹿島・白石の七か所に設けて発足した。

二十六年相互銀行法の制定により、同年十月佐賀相互銀行に改組して新発足、また地元相互銀行として支店を県内外に拡張し、五十一年三月末現在の店舗数は県内二一、県外四（福岡・久留米・八幡・佐世保）である。資本金は設立当初二、〇〇〇万円であったが、四十五年には三億九、〇〇〇万円に増資し大きく発展した。

信用組合・信 二十四年六月中小企業等協同組合法の制定により、従用金庫の設立 来の市街地信用組合法、産業組合法に基づく信用組合は、同法による信用協同組合に改組されることとなり、二十五年には市街地信用組合法による佐賀・唐津・伊万里、産業組合法による栄城の合計四組合が信用協同組合に改組された。

金融事情は、朝鮮動乱後も依然緩和せず、中小企業の金融は窮屈であり、中小企業者は自らの金融確立に迫られ、信用協同組合新設の機運が高まった。二十六年、信用協同組合の認可・監督権が都道府県に移譲さ



佐賀無尽会社の発足 (昭和24年12月佐賀新聞)

れ、県も中小企業金融確保策として設立を促進した。二十五年武雄、二十六年大町（二十七年九月武雄信用組合を吸収合併、杵島信用組合と改称）、二十七年有明、二十八年松浦・藤津、三十年神埼・小城の各信用組合が設立され、また、二十八年に県労働金庫も設立された。

信用組合は利用の範囲が組合員に限定されるため、同組合の相互扶助のみでは閉鎖的であるとして、普通銀行の特色を加味した信用金庫制度が二十六年六月に創設された。

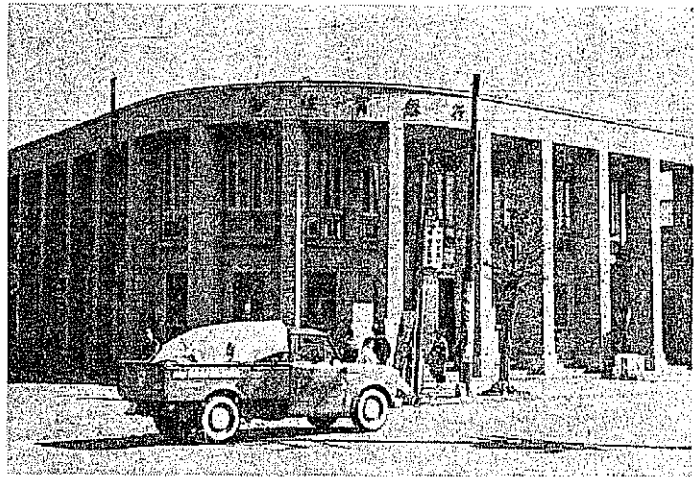
県内では、二十六年十月唐津信用金庫（旧唐津信用組合）、二十八年佐賀信用金庫（旧佐賀信用組合）、伊万里信用金庫（旧伊万里信用組合）・杵島信用金庫（旧杵島信用組合）が適格性を認められ、設立された。県労働金庫は二十八年八月労働金庫法が制定されたため、同法に基づく労働金庫に組織変更し、以来労働者の生活安定のため独自の活動を行っている。

その後、信用組合は、三十五年医師、三十八年鳥栖の二組合が設立されているが、一方、四十三年のいわゆる金融二法の施行によって、中小金融機関の合併を進めるための環境が整備されたため、かねて金融の効率化を目指して協議を進めていた藤津信用組合と有明信用組合は、五十年十月に合併して佐賀西信用組合と改称、経営基盤を強化して今日に至っている。

佐賀銀行の成立 県内銀行は戦時下の県一行主義のもとに銀行合同が推進され、昭和十九年佐賀興業銀行、佐賀中央銀行が成立していた。両行は県内を中心に営業基盤を拡大していったが、共に経営規模が類似していること、営業基盤が同一であること、店舗が競合していることなどから無理な競争を招いていた。

県内の信用金庫、信用組合

種 別	名 称	沿 革	
信用金庫	伊万里信用金庫	大正14.2.21 伊万里信用組合として設立 昭和28.3.31 伊万里信用金庫に改組	
	唐津信用金庫	〃 4.12.24 唐津町信用販売購買利用組合として設立 〃 26.10.20 唐津信用金庫に改組	
	佐賀信用金庫	〃 24.10.15 佐賀信用組合として設立 〃 28.3.28 佐賀信用金庫に改組	
	杵島信用金庫	〃 26.6.8 大町信用組合として設立 〃 27.9.13 武雄信用組合（昭和25.2.7設立）を吸収合併し、 杵島信用組合に名称変更 〃 28.4.1 杵島信用金庫に改組	
信用組合	地 域	佐賀西信用組合	昭和28.11.24 藤津信用組合として設立 〃 50.10.1 有明信用組合（昭和27.3.24設立）を吸収合併し佐賀西信用組合に名称変更
		松浦信用組合	〃 28.3.3 設立
		神埼信用組合	〃 30.4.1 〃
		小城信用組合	〃 30.5.13 〃
		鳥栖信用組合	〃 38.3.25 〃
	職 域	栄城信用組合	〃 12.10月 栄城購買利用組合として設立
労働金庫	佐賀県労働金庫	〃 35.4.25 設立 昭和28.6.1 設立 〃 29.3.18 労働金庫法による特別法人に組織変更	



佐賀銀行の旧本店 昭和34年頃

地元銀行の体質強化の面から、かねて両行の合併が要望されていたが、本県産業の立ち遅れ、特に石炭産業のちよう落があったこと等を契機に合併の機運が盛り上がり、三十年二月五日、両行は合併覚書、翌三月十二日に合併契約書を取り交した。

三十年七月十日、創立總會が開催され、対等合併により資本二億五、八〇〇万円、預金一四七億

九、〇六一万円、貸出金二二八億四、四三三万円、店舗数六〇、従業員一、二二二人の「佐賀銀行」が成立した。そして、初代頭取に手塚文蔵(佐賀興業銀行頭取)、副頭取に末次恭輔(佐賀中央銀行頭取)が就任した。

佐賀銀行の成立は、県内金融界の中心的存在をなし、また県経済の発展に寄与するものとして、県内外から好感をもって迎えられた。なお、この合併は金融機関再建整備後初のわが国における銀行合併のケースとして全国的に注目を浴びた。

合併と同時に六八店舗のうち競合の八店舗を閉鎖、一二億七、四〇〇万円にのぼる日本銀行借入金返済の返済など店舗の整備・経営の合理化を行

い基礎づくりを推進した。また、合併時の三十年頃は、県経済の立ち遅れ、特に石炭産業の不振に加えて合併による調整もあり、預金・貸出ともに伸び悩んだが、その後は県経済の発展とともに業績は向上していった。三十六年四月には、外国為替取扱(乙種)業務を開始、また県外にも進出して業務を拡大し、四十年四月に待望の東京支店を開設、その後四十六年三月には大阪支店を設置し、飛躍的に発展するに至った。五十二年三月現在の資本金は二六億円、預金残高二、九九一億七、八三一万円、貸出残高二、三四五億一、二六一万円である。

### (三) 店舗数と資金量の推移

店舗数 二十三年八月末の銀行の店舗数は、本店二、支店五七、出張所一七、代理店二二に達していた。その後、小規模店舗整理の方針がだされ、二十八年には六四に減じ、さらに三十年七月の佐賀銀行の成立により、同銀行関係重複店舗八支店の同時廃止、引き続き六支店を廃止したため、三十二年には五一に減少した。その後、地方銀行の相互進出により、十八銀行佐賀支店(四十年十一月)、福岡銀行佐賀支店(四十四年三月)、筑邦銀行鳥栖支店(四十七年二月)が新設された。

この間、資本自由化に備えた金融再編成・金融効率化の動きの中で、四十六年六月、住友銀行佐賀支店の廃止が問題化した。これは、県および地元経済界の強い要請により廃止が撤回された。これは、大蔵省の厳しい店舗増設抑制策の中にあつて、人口の増大しつつある埼玉県所沢市に支店を新設することと代替に佐賀支店を閉鎖することであった。

これに対して、県はかねて産業振興を重点施策とし、工業開発を推進する現状にあつて、経済圏の拡大や誘致企業の進出により関西地区との



住友銀行佐賀支店存続問題 (昭和46年6月 佐賀新聞)

続に復することは、金融史上例がなく、金融再編成下でもあり、実現が危惧されたが、知事の粘り強い陳情が功を奏し、同月二十四日存続が決定した。なお、同支店の再建を軌道にのせるため、県は歳計現金二七億円、財政調整資金九、一〇〇万円を預託した。

相互銀行は、二十三年八月末現在西日本無尽会社の八支店・五出張所であったが、佐賀無尽会社の設立や九州無尽・長崎無尽・福岡無尽の県内進出により増加し、二十九年には三二に達した。その後若干減少したが、三十八年頃から再び増加、五十年末現在四三店舗である。信用組合・信用金庫・労働金庫は、二十七年には六店舗であったが、信用組合の設立、支店・出張所の増加により、五十年末現在五五店舗である。信用事業を行う農業協同組合は、二十七年現在一三三であったが、農

関係が密接になりつつあること、全国的に店舗網を持つ都市銀行が多いことは経済交流を深め、地域経済の発展に寄与することが大であること等から、同銀行の撤収は大きなマイナスであり、また他の都市銀行の撤収に波及しかねないことを懸念し、存続を強く要請した。一度廃止を公表し整理に入った支店が再び存

金融機関の店舗数の推移

区分 年度	銀行	相互 銀行	郵便局	農業協 同組	漁業協 同組	信用金 庫 信用 労働	生保	命 險	政 府 金 融 機 関	系 関
27	66	28	159	133	21	6	10	2	2	
28	64	30	161	133	21	7	9	2	2	
29	65	32	161	133	21	8	9	2	2	
30	65	32	161	133	21	23	10	2	2	
31	53	28	161	132	29	24	11	2	2	
32	51	28	161	132	34	24	11	2	2	
33	51	28	161	133	34	25	12	2	2	
34	51	28	161	133	42	28	12	2	2	
35	51	29	161	133	42	28	12	2	2	
36	51	29	161	133	42	28	12	2	2	
37	51	29	161	133	42	28	12	2	2	
38	53	33	163	133	42	30	12	2	2	
39	53	35	164	127	42	37	12	2	2	
40	53	37	166	120	45	41	12	2	2	
41	54	41	166	89	45	41	12	2	2	
42	54	41	166	89	45	42	12	2	2	
43	55	41	166	64	45	44	12	3	3	
44	56	41	166	64	45	44	12	3	3	
45	55	41	166	52	45	44	12	3	3	
46	56	41	166	52	45	44	12	3	3	
47	57	42	186	45	45	48	11	3	3	
48	59	42	187	45	45	52	13	3	3	
49	59	42	187	45	44	53	14	3	3	
50	59	43	190	44	45	55	15	3	3	

資料：日本銀行佐賀事務所  
注：各年度末

協合併の推進により、四十五年には六四に半減、五十年末現在四四である。

信用事業を行う漁業協同組合は、沿岸漁業の不振により、二十七、八年頃はわずかに二一組合を数える状況であったが、ノリ養殖を中心とする沿岸漁業の振興により、漁業権の管理団体から経済団体に脱皮する漁業協同組合がふえ、四十年には四五に増加し、現在に至っている。

資金量 県内の金融機関(生命保険・政府系金融機関を除く)の預金量は、二十四年度末には八九億三、五〇〇万円であったが、朝鮮動乱の特

需景気により、急増し、二十八年度末には三〇四億四、八〇〇万円に達した。しかし同年秋の金融引締、デフレ政策、県内においては二十八年西日本大水害に石炭産業の不振も加わり、預貯金の伸びは鈍化し、三十一年には対前比一割増を割る状況であった。

その後はわが国の経済成長とともに順調に伸びていった。

金融機関別の構成比は、二十四年には銀行五四・七％、農協二五・七％、郵便局一〇・三％、無尽会社八・〇％の順であったが、銀行の占める割合が次第に低下し、五十年末現在銀行三〇・二％、郵便局二四・二％、農協二二・四％、相互銀行一一・八％、信用金庫(信用組合も含む)八・五％の順である。

貸出残高では、二十四年度末現在五〇億八、五〇〇万円であったが、二十六年から二十八年にかけて急増し、二十八年度末には一七三億六、八〇〇万円(二十四年度末の三・四倍)に達した。しかし、朝鮮動乱後の景気後退による金融引締め、デフレ政策の実施、県内には二十八年西日本大水害、石炭産業の不振により貸出は停滞し、その後も本県産業の構造的要因も加わり、一方では、全国的には三十一年の神武景気

預金、貸出金の推移 単位:百万円

年度	預金高	貸出金高
24	8,935	5,085
25	12,021	6,516
26	18,761	9,927
27	24,607	12,704
28	30,448	17,368
29	33,892	19,031
30	36,324	18,862
31	41,399	21,032
32	46,559	23,322
33	52,933	25,490
34	60,194	29,961
35	69,609	35,767
36	80,500	42,485
37	96,391	47,727
38	115,627	57,918
39	137,149	66,119
40	162,910	73,259
41	193,774	90,322
42	225,878	111,759
43	262,147	134,822
44	308,442	157,338
45	353,548	176,861
46	411,749	207,038
47	502,709	245,674
48	616,179	301,476
49	760,791	354,035
50	905,481	403,851

資料: 日本銀行佐賀事務所  
注: 各年度末現在  
政府系を除く

といわれる民間設備投資ブームにより貸出の増加があったにもかかわらず、本県の場合二十九年から三十三年まで伸び悩んだ。三十四年の岩戸景気も本県の場合、三十五年になって漸く波及し、三十五、六年は、対前年比約二〇％の上昇をみている。その後は日本経済の高度成長を背景に増加を続けてきた。しかし、四十八年の石油危機とそれに続く不況により、五十年には対前年比一四％増と鈍化するに至った。

銀行の業種別貸出残高では、二十七年現在卸小売業三三％、製造業三〇・三％、鉱業一四・九％の順であった。五十年三月現在では、製造業三〇・二％、卸小売業二二・八％、サービス業九・二％、建設業および不動産業がそれぞれ九・一％の順で、鉱業は石炭産業が皆無となり、わずか〇・一％となった。

## 四 商業の発展と市場の開拓

### (一) 商業の発展

商業の復旧 本県商業の盛衰は、従来から農作物の豊凶作・価格に左右されるなど、近郊農村の購買力に依存する傾向が強く、戦時中は統制経済の浸透と物資不足のため、生活物資の配給機関として辛うじて命運を保ってきた。

しかし、終戦によって戦時中の統制経済は有名無実化し、物資不足・インフレ・人口増加を背景に、戦前の転廃業者・失業者・引揚者・復興者が商業界に加わり、活況を呈した。

すなわち、戦災が比較的軽微ですんだ本県商業界の活動は著しく、二

十二年五月佐賀市に卸商連盟が結成され、ついで同年十一月には佐賀市商店連盟、翌二十三年四月には唐津市商店連盟が結成され、共同で大売出し等を行った。こうして商業は次第に復旧に向かった。

④価格と この時期の重要政策は、物価の安定にあった。二十一年二登録制度 月制定の物価統制令に基づき、公定価格（通称、④価格）

の維持励行と必需物資の確保に注がれた。とくに物資の民主的配給を推進するため小売店の登録制度を実施した。また二十三年五月には戦時中、中断していた有田名物の陶磁器市も復活し、年々盛んになっていった。

自由市場 二十三年の中頃から生産が本格的に復興し、食糧の増配への復帰 はじめとして物資の回りは活発となった。一方、購買力は農漁村景気の後退と同十二年の「経済安定九原則」に始まるデフレ政策により、金詰りを呈し、著しく減退していった。自由経済に復帰し

**県は公價守れ運動**  
ヤミ値引下げ運動に呼應し

（昭和二十二年五月佐賀新聞）

本県下の物価は、戦時下の暴騰を経て、戦後しばらくの間は暴落を遂げ、物価は暴落の極に達した。この暴落は、農民、漁民、小作農、小漁民、小商民、小職民、小労働者に甚大な被害を与え、生活は窮乏の極に達した。この暴落は、戦時下の暴騰と対照的であり、戦時下の暴騰は、戦時下の特殊な事情によるものであり、戦後の暴落は、戦後の特殊な事情によるものである。この暴落は、戦後の特殊な事情によるものである。この暴落は、戦後の特殊な事情によるものである。

本県下の物価は、戦時下の暴騰を経て、戦後しばらくの間は暴落を遂げ、物価は暴落の極に達した。この暴落は、農民、漁民、小作農、小漁民、小商民、小職民、小労働者に甚大な被害を与え、生活は窮乏の極に達した。この暴落は、戦時下の暴騰と対照的であり、戦後の暴落は、戦後の特殊な事情によるものである。この暴落は、戦後の特殊な事情によるものである。

本県下の物価は、戦時下の暴騰を経て、戦後しばらくの間は暴落を遂げ、物価は暴落の極に達した。この暴落は、農民、漁民、小作農、小漁民、小商民、小職民、小労働者に甚大な被害を与え、生活は窮乏の極に達した。この暴落は、戦時下の暴騰と対照的であり、戦後の暴落は、戦後の特殊な事情によるものである。この暴落は、戦後の特殊な事情によるものである。

④ 運動 (昭和22年5月佐賀新聞)

ていくとともに商業界では、これまでの④制度・切符制度・登録制度が次々に撤廃されて、売手市場から買手市場に移行し、ヤミ取引に依存していた新興商店のちよう落が目立ち、逆に信用と資本力のあるデパート・一流商店等老舗が旧来の取引関係を復活させて、本来の実力を發揮してきた。

一方、経営環境も次第に変化し、朝鮮動乱による特需ブームに基づく所得の向上がみられたが、消費生活協同組合の出現、農業会の農業協同組合への改組とこれにともなう購買事業の強化、月賦販売の普及など中小零細商店にとって厳しいものとなっていった。

県商業経営合理 県は商業の合理化を推進するため、二十八年四月県化資金貸付制度 商業経営合理化資金貸付制度を設けた。これは商業者の事業資金を円滑にし、経営の合理化をはかるもので、融資限度は一企業当り運転資金三〇万円・設備資金五〇万円であった。

また、二十八年の西日本大水害は、商業界にも大きな被害を与え、流出破壊店舗一五〇、浸水店舗七、二〇〇、被害金額二三億五、八〇〇万円に達した。復旧資金確保のため、応急措置として、七、五〇〇万円の基金をもとに特別融資損失補償制度（融資枠三億円）を設けるとともに、政府系金融機関の特別融資枠の設定、市中金融機関の貸付枠の拡大、返済期限到来貸付金の期限の延長等を行った。

商業の近代化 三十年代に入ると、所得の向上・新製品の開発等により、消費ブームがおこり、商業界は活気を呈してきた。商業界の近代化の動きも活発となり、経営規模の拡大・商店街のアーケード建設・客寄せ行事が盛んとなった。一方では、スーパー商法による流通革命の渗透、石炭産業の不振による産炭地商業の不振がみられた。





佐賀市の商店街（呉服町）（昭和32年頃佐賀新聞社提供）

アーケード建設は、三十三年四月佐賀市白山・元町が工費二億九、九〇〇万円で三〇〇mの本県初のアーケードを設けた。続いて三十四年十一月佐賀市唐人町、三十八年八月佐賀市呉服町が設けた。なお、白山・元町アーケードには中小企業振興資金助成法に基づく共同施設資金が商業に始めて使用されている。

三十七年夏には本格的客寄せ行事として、佐賀

市に「七夕祭」が登場し、三〇万人を集めた。

流通面では、三十二、三年頃からスーパーマーケットが本格的に登場し、商業界に「流通革命」をおこした。本県では、まず三十二年九月唐津市に大越が登場し、その後次々とスーパー式店舗が各地に生まれ、その数は三十六年一二店、三十七年二〇店と急増した。

スーパーの主取扱品である食料品・日用品の薄利多売は、周辺商店の売上げ減として経営に影響することから、郡部商店を中心に共同仕入機構設立の機運が盛り上がり、商工会が主体となって三十八年から四十一年にかけて五の共同仕入機構が設立された。四十年八月には県共同仕入

商店数、従業者数、年間商品販売額の推移（飲食店を除く）

年	商店数	従業者数	年間商品販売額
	店	人	千円
昭和27	11,721	27,634	—
29	13,379	32,610	—
31	13,295	35,741	—
33	13,838	39,030	6,220,837
35	14,806	42,803	6,987,377
37	14,349	43,069	9,081,075
39	14,290	45,231	12,644,561
41	14,977	50,671	17,244,971
43	14,747	53,385	23,888,781
45	14,983	55,826	32,784,644
47	15,043	56,537	39,812,215
49	15,324	57,306	59,922,062

資料：49年版佐賀県の商業（商業統計調査結果報告書）

機構協同組合連合会が設立され、県は補助金交付や運営資金を貸し付けて助成した。一般商店の規模拡大の動きも、三十五年頃から大きくなり、店舗改装・高級店化・専門店化・サービス改善・経営の合理化が目立った。こうした商業の近代化の動きに応じて、県の商業振興策も年々充実していった。三十一年七月には、現在の季節資金貸付制度が生まれ、季節商品の仕入れ等に好評であった。

また、エネルギー革命の進行により、産炭地の商工業者の売掛金増・回収不能・売上げ減が目立ち、転廃業者が続出した。このため、中小企業金融公庫や国民金融公庫の特別枠の設定や県産炭地域振興資金貸付制度を設けて救済対策を行った。

商業の近代化の推進により、四十九年には商店数一万五、三二四で、三十九年に比較して一、〇三四増、従業者数五万七、三〇六人で一万二、〇七五人増、年間販売額五、九九二億円（三十九年の約五倍）に達した。



銀天夜市（佐賀市）昭和49年7月

大型店舗の出現と まず、四十年八月、佐賀市中央部の幹線道路である「中央大通り（県道佐賀駅～中館線）」が完成、これを契機に佐賀玉屋が四十年十二月中央大通りに面した中ノ小路に移転新築した。

四十一年四月伊万里玉屋が伊万里市に開店した。大型スーパーも四十二年十一月ユニードが佐賀市片田江に開店、四十七年十月には全国一の売り上げを誇るダイエーが同市白山町に開店した。

佐賀市における大型店舗の出現は、買物客の流れを変え、旧来の佐賀玉屋を核とした商業は、佐賀玉屋・ダイエー・ユニードの三つの核と中間の元町・呉服町を中心

に広域化するなど大きく変化した。

客寄せ行事は、佐賀市においては七夕祭が賑わいを迎え、銀天通り（呉服町・元町・白山町）は四十年六月から八月までの間、毎週土曜日に「銀天夜市」を開催し、当初の四十一年には三〇万人が楽しんだ。銀天夜市は定着し、四十六年には百万人を越え、他の都市の客寄せ行事のモデルとな

るなど、その後も順調に発展している。

経済変動と商業 商業振興について、従来中小企業振興対策は、個々の商店・商店街の合理化・近代化として推進されてきたが、最近では、物価行政・消費者行政の立場から、商業は国民に対する物資流通の担い手として、流通機能の効率化・消費者利益の増進等発想の転換が迫られている。また、四十八年後半のオイルショックに伴う高度成長時代から低成長時代への移行による経済界の不況は、商業を取り巻く環境にも、生産の伸び悩みと、一方では消費の多様化・交通の高速化・消費者保護の要請・人口の過密過疎化・都市の再開発等大きく影響を及ぼしつつある。

四十七年には中小企業庁から指定を受けた佐賀市の商店街について、佐賀商工会議所を中心に商業近代化計画を策定することになり、県の中枢管理都市、中心的商業都市としての機能と商店街区としての再開発を提言している。

## （二）国内市場の開拓

終戦から二十三年の中頃までは、商業界は生産力の低下と物資の不足から、完全な売手市場の観を呈し、県内の物産についても作る一方から売れる状態であった。しかし、二十三年秋頃から全国的に生産の立ち直りがみられ、同年十二月の「経済安定九原則」の指令等一連のデフレ政策の実施により、金詰り・需要減退を来し、さらに経済統制の撤廃がなされ、商品はだぶつき、販売競争は激化し、県外市場開拓に必要に迫られた。

県は、戦時中閉鎖していた商工奨励館（明治二十九年四月、県物産陳

列場として設置、昭和六年四月県商工奨励館と改称)を二十三年四月産業奨励館として再開し、本県物産の展示・改良・販路の開拓・貿易の振興を行った。

県物産株式会社 二十五年十二月二十七日には、佐賀県物産株式会社(会社設立) 長鍋島直泰、社長井手徳一)が設立された。この会社は県策会社で、二十四年四月県産業振興対策審議会が、本県特産物の大半が中小企業の生産品であり、販売力の弱さがい路となっていたことから設立を提唱し、これを受けて県関係財界人により設立された。同会社は本社を佐賀市県産業奨励館内、支社は東京・大阪に置き、石炭・陶磁器等、本県特産品を取り扱い、本県物産の販路開拓に資すること大であった。しかし、石炭販売の失敗から被害を被り、再建策が講じられたが、三十六年五月解散した。

県外事務所 県外の市場開拓のための県物産常設展示施設としては、等の開設 戦後、神戸市に県物産神戸あつ旋所、二十七年一月には東京銀座の全国物産館内に展示所を設けた。二十七年十月には県物産あつ旋協会が設立され、県特産品の即売・販路あつ旋事業をはじめた。

県物産の流通をみると、生産の約六割が県内や距離的に近い北九州市場に流れている状態であり、購買力の大きい東京・名古屋・大阪等の市場開拓の強化が痛感された。したがって、経済活動の拠点となる県外事務所設置について力を注ぎ、二十八年十月には大阪市に県関西経済事務所(三十五年四月大阪事務所と名称変更)を設け、県物産神戸あつ旋所は二十九年三月末に閉鎖し、同年四月県関西経済事務所に展示施設を設けた。さらに、三十五年四月、中京地区については名古屋市中古屋経済事務所(三十六年十二月名古屋事務所と改称)、北九州地区について

は、小倉市に小倉経済事務所(三十六年十二月小倉事務所、三十八年二月北九州事務所と改称、五十二年三月廃止)を設置した。四十年六月には東京銀座の香蘭社ビル内に県物産網光東京センター(四十五年四月国際観光会館四階に移転)を設

け、市場の調査・開拓、県物産の展示即売、観光宣伝、貿易のあつ旋をはじめた。

これらの商業活動の中心となっていた県産業奨励館は、大正三年七月県物産陳列館として建築されたまま老朽化が目立つようになったので、佐賀商工会館建設計画が具体化したため、二十七年二月県営アパートを閉鎖し、翌年五月解体した。二十九年十二月、同敷地内に佐賀商工会館が完工したのに伴い、県産業奨励館は同会館二階に移転した。

佐賀産業観 三十二年三月十五日から五月五日までの五二日間、「佐光大博覧会 賀産業観光大博覧会」が県・鹿島市の共同主催により鹿島市で開催された。この博覧会は祐徳神社遷座祭を契機に開催されたもので、昭和三年十月、「御大典記念県勧業共進会」が佐賀市で開催されて以来二十八年ぶりであった。

テーマ塔は、「花ひらく」と題し、産業文化の振興を、「土を黒」、



県北九州経済事務所の展示施設

佐賀大博覧会 四十年・四十一年と本県農業は「米作り二年連続日本一の偉業を達成した。これを記念して西日本新聞社を中心に「佐賀大博覧会」が計画された。同博覧会の内容は、会場を佐賀市高木瀬町の元興農業試験場跡地とし、期間は四十四年三月二十日から五月十八日まで六〇日間、工費二億六、〇〇〇万円。趣旨は米作り日本一の実績に輝く本県を舞台に、「日本農業の今日、明日の姿」を描き出すほか、「自然と人間生活」の相関関係を科学・産業・文化等の各方面から解明する

佐賀産業観光大博覧会の展示館

伸びゆく佐賀県館
農 林 水 産 館
近 代 工 業 館
原 子 館
陶 磁 器 館
全 国 物 産 館
酒 類 館
交 通 館
お 伽 の 国 館
琉 球 ・ 買 易 館
全 国 観 光 館
専 売 館
新 聞 館
兄 童 文 化 館
電 気 科 学 館
ス ポ ー ツ 館
生 活 文 化 館
全 国 神 社 館
農 機 具 館
美 術 館
海 女 産 館

振興・観光の発展等に大きな足跡を残した。

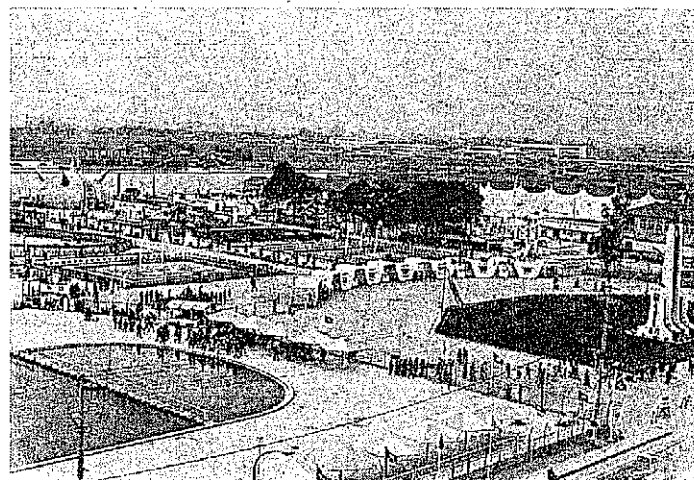


佐賀産業観光大博覧会の開会式

「文化を赤」として、白の地色に象徴された高さ一五mの塔を設けた。会場は第一会場として中川河畔の鍋島農園に展示館を集中、第二会場は祐徳神社外苑に永久建築物の美術館を設けた。期間中の入場者は四万六〇〇人であったが、この博覧会は本県の産業

こととした。県は農協中央会と共に共催団体として参加し、県関係の展示館では、県が「郷土の農業館」・「観光館」を設けたほか、「農業技術館」・「あすの農業館」・「電化農業館」・「陶磁器館」が設けられた。期間中の入場者は九〇万六、三一七人を記録した。

日本万国博覧 アジア会への参加 における最初の万国博覧会が日本で開催されることになり、「人類の進歩と調和」をテーマに、大阪府下千里丘陵において、四十五年三月十三日から九月十三日まで行われた。



佐賀大博覧会

本県関係では、七月一日から四日まで「地方自治体館」において「佐賀県の日」が設けられ、特設展示室では有田焼・佐賀錦・杵島山一刀彫の製作実演と特産品の展示、観光映画「佐賀」の上映を行った。屋外の「いこいの広場」では、浮立・獅子舞・荒踊り・曳山ばやし等、郷土民芸八団体二八三人が民芸を披露した。四日間の特設展示室の入場者は、本県出身者をはじめ三万六、九〇七人を記録し、好評を博した。また、

「お祭り広場」の日本の祭りには、全国八民芸団に混じって、鹿島市・塩田町の面浮立一四二人が熱演、観衆の盛んな拍手を浴びた。

物産観光 三十年から九州各県との共同事業である「全九州と沖縄の展の開催 物産と観光展」に参加、三十六年から県主催により毎年関東・中京・中国・四国・北九州において「県物産と観光展」を開催した。さらに全国各地で開催される博覧会・物産展にも出品参加し、本県物産と観光紹介に努めた。また、新佐賀駅が五十一年二月に開業の予定であるので、駅構内に本県の物産と観光を紹介するため佐賀駅物産観光展示館の設置を進めている。以上のような物産の宣伝・紹介による市場開拓活動のほか、物産そのものを市場性ある製品に開発することにも力を注ぎ、デザイン・包装等の改善についても講師を招き、各試験場と提携して講習会を開催、改善指導を行った。こうした販路開拓の諸施策の実施・輸送網の整備・経済圏の拡大により、県物産の販売は年々増加し、特定の品目すなわち繊維製品・化学製品・電気機械・陶磁器等で比較的大規模企業の製品は、その大半が関東・関西を中心とする遠隔地まで出荷されるようになった。

### (三) 貿易の発展

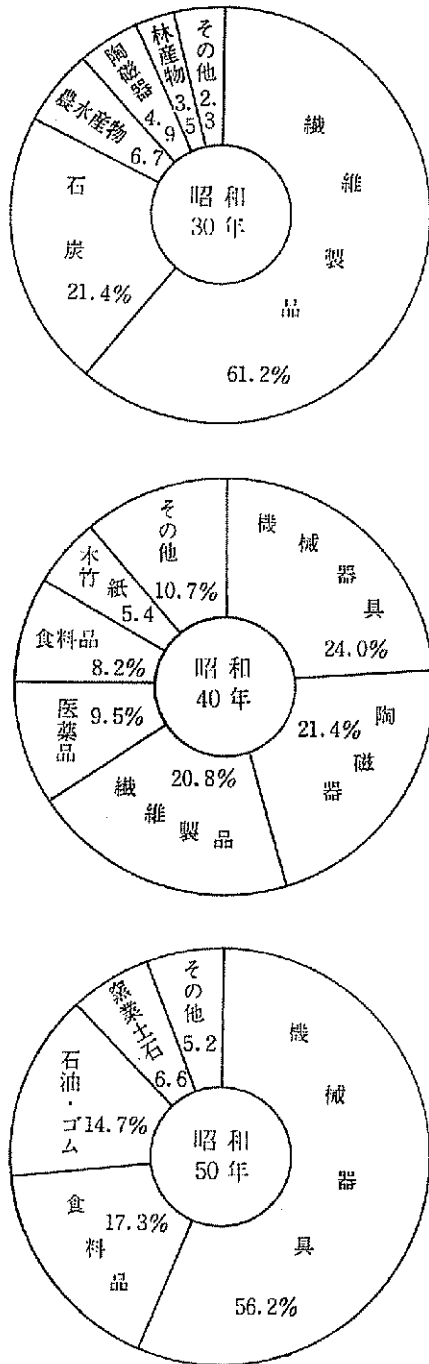
民間貿易の再開 昭和二十二年八月十五日、制限付ではあるが、待望の民間貿易が許可され、貿易界は活気を呈してきた。本県においてもこうした情勢に対応して、二十二年九月十五日県貿易振興会が設立され、事務局を県商工奨励館内に、出張所を有田町と東京都に設けて、外人バイヤーの招致、貿易品の生産奨励、販売等活発な活動を行い、また一方、本県特産の陶磁器・百合根・木燭等貿易品の生産復興を急いだ。

二十二年八月の民間貿易再開から二十三年三月末までの輸出実績は、石炭一億八、六二四万円、繊維五、四六九万九、〇〇〇円、陶磁器一、三〇〇万円、茶および木燭七〇〇万円、板紙三六七万円、計算尺三五五万二、〇〇〇円、百合根一〇〇万円、合計二億六、九一六万一、〇〇〇円であった。なお、石炭・繊維は政府指令に基づくもので、他は民間貿易であった。

二十四年二月、県は産業振興対策審議会に「本県輸出産業振興の具体策如何」という諮問を行い、同審議会は同年四月答申を行った。答申に基づいて、諮問機関として県貿易振興協議会の設置（二十四年六月）、県貿易振興会の陣容強化、窯業試験場における輸指向製品指導機能の拡充強化、陶磁器製造の共同施設の補助を実施した。そのほか、農林水産関係では、米國・香港・フィリピンに輸出していたにんじくや、米國に輸出していた百合根が特に好評を博していたことから増産をはかるため、二十五年四月、県輸出農産物増殖指導所（本所―打上村、分所―入野村）を設け、上場特産のにんにく、百合根、こしょう、ハッカの優良品種の育成、普及を行った。

輸出の実績は、二十三年度一二億二、〇〇〇万円、二十四年度一五億六、〇〇〇万円と順調に伸びてきたが、二十五年は繊維製品の不振が大きく影響して九億八、〇〇〇万円に落ち込んだ。二十六年は特需ブームを反映し、繊維製品・機械器具等を中心に大きく伸長し、前年の三倍の二九億二、〇〇〇万円に達した。その後は、世界的景気の後退、特需景気の終えんにより、三十年までは一五億円―一七億円の輸出であった。三十一年は石炭の輸出が貢献し、前年の一七億五、〇〇〇万円から二億九、〇〇〇万円に大きく伸びた。しかし、その後は繊維製品や石炭

工絨業製品の輸出構成の推移



の不振、産業構造の立ち遅れにより、三十九年まで二億円台に低迷した。三十六年はアメリカのドル防衛により、陶磁器の輸出は前年の三割五分減となるほど大きな打撃をうけた。

**輸出の伸長** 貿易不振を打開するため、引き続き各種の貿易振興対策を実施した。貿易金融対策として、従来から要望されていた外国為替取扱銀行の設置は三十六年四月佐賀銀行が外国為替取扱銀行（乙種）として認可されたことにより実現、貿易決済が簡便となった。この年の取扱実績は四九〇件・一五五万七、〇〇〇ドルであった。

海外の市場開拓として三十四年九州山口八県総合見本市（那覇市）など海外見本市、国際見本市、全国中小企業輸出見本市、西日本物産海外見本市、全日本中小企業ギフト用品特別展示会等に県内企業を出品参加させた。西日本物産海外見本市は四十三年で中止したが、国際見本市、全国中小企業輸出見本市は現在まで参加出品している。また、五十年にはアメリカで開催されたアトランティック・チャイナンドグラスショウ

に参加出品した。海外市場調査では、三十五年琉球、三十七年香港、三十八年東南アジア等に視察団を派遣した。三十八年七月には従来産業奨励館で扱っていた貿易業務を観光通商課に移管、翌年四月には貿易関係者により県貿易協会が設立され、また機関誌として「貿易情報」が発行されることになった。

県内には貿易商社是对韓貿易中心の八洲貿易（唐津市）の一社のみであるため、県外商社に県物産の売り込みを目的に四十二年から県貿易協会等の共催により関西商社招待貿易取引促進展示会、四十四年から県陶磁器輸出促進取引展示会をはじめた。そのほか、輸出商品のデザイン改良も陶磁器を中心に行われた。

隣国の韓国については、経済交流、特に石炭に代る唐津港振興をはかるため、四十年四月、四十一年六月、四十三年十月の三回にわたって県経済視察団を派遣した。四十三年の際には池田知事、小原議長が訪韓するなど、経済・文化交流を深めた。

また、中華人民共和国についても、二十八年十月、民間の有志により日中貿易促進会県支部が組織され、三十年には第一回日本商品見本市（北京市）に本県物産を出品するなど市場開拓を行った。

以上のような活動に

より、四十年から急速に輸出が伸長し、四十年から四十二年にかけて全国の伸びを上回る伸びを示した。これは進出企業を中心とする機械器具の輸出増大によるものであった。終戦以降輸出の首位を占めていた繊維製品は、機械器具に首位の座を譲り、四十五年にはブリヂストンタイヤ鳥栖工場の操業開始により、タイヤが首位を占め、この年の本県輸出実績は対前年比五五%増と大きく伸び、八七億三、〇〇〇万円に達した。

四十六年には一〇四億八、〇〇〇万円とはじめて一〇〇億円台を越え、四十九年には一三一億六、〇〇〇万円に達しさらに、五十年は一挙に二七六億三、〇〇〇万円となり、驚異的な伸びを示した。これは伊万里市に誘致した名村造船所伊万里工場の船舶の輸出が大きく押し上げた要因となっている。

#### 四 貿易港の振興

唐津港 唐津港は、唐津炭田の石炭積出港として江戸時代から栄え、戦後も典型的な石炭積出港として発展したが、昭和十八年から国の直轄事業として着手した港湾修築工事は、二十三年度から港湾復興五か年計画の一環として再開された。ドルフィン式岸壁・臨港鉄道・ガントリークレーン等港湾の整備とともに、貿易港の機能も二十一年六月税関が再開し、門司税関唐津支署設置、二十六年十一月出入国港指定、三十五年九月検査港指定等、充実していった。

石炭は、最盛期の三十一年には一三万五、八〇〇tを輸出し、同港の輸出総額の九八・五%を占めた。しかしその後のエネルギー革命により次第に衰退し、三十九年七三二tを最後に姿を消した。

この間、石炭積出港から商工港に転換がはかられ、企業誘致や韓国か

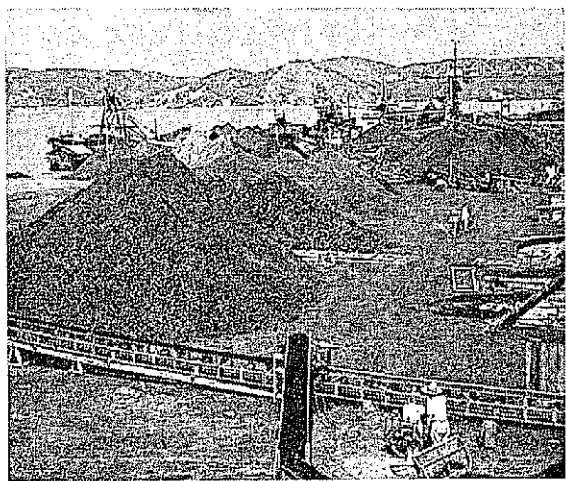
らの水産物輸入が推進された。四十年五月、唐津市大島にブリヂストン液化ガスの誘致が実現したことから、貿易船の入港も増加し、貿易品は石炭の輸出に代って液化ガス輸入が王座を占めるに至った。

#### 伊万里港 伊万里港

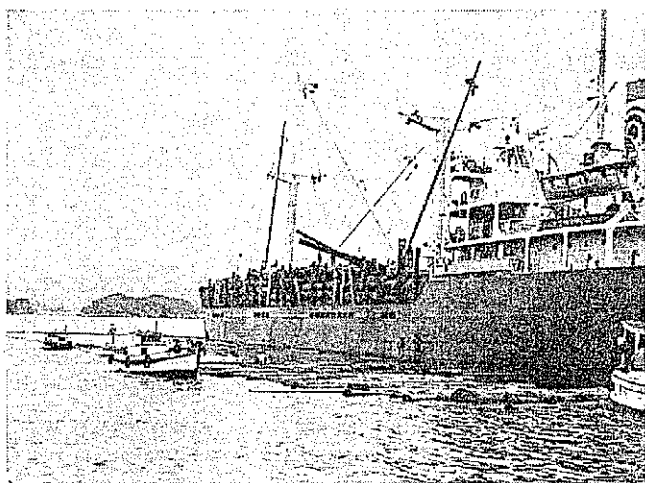
は、江戸時代から有田焼の積出港として栄え、「伊万里焼」の名称も、この港の名称に由来するといわれる。その後は伊万里湾沿岸の中小炭鉱の石炭積出港としての機能を果たしていた。

一方、エネルギー革命のため、炭鉱が次々と閉山し、産炭地域における石炭に代る産業の振興が叫ばれて、伊万里地域では三十八年頃から名古屋資本を中心とする合板企業が伊万里湾の有する立地条件に着目し、次々と進出し、一大合板生産地を形成した。

このため、三十九年三月のフィリップピンからラワン材貿易船の第一船入港を始め、外材の貿易船の入港が三十九年一五隻、四十年二六隻と急増し、活気を呈した。入港船は、他港で検査・通関・出入国等の手続を余儀なくされて不便を来していたので、県・伊万里市・業界は開港指定の運動を展開した。この結果、四十年四月唐津税関支署伊万里監視所設



かつて唐津港の輸出の王座を占めていた石炭の積出し埠頭 昭和36年頃



伊万里港の外材輸入船 昭和41年5月

置、同年七月輸入木材検査消毒場所等に一年間七〇隻以内について便宜措置、四十二年六月一日待望の開港指定、その後も木材輸入特定港指定、出入国港指定、唐津税関支署伊万里出張所設置、植物防疫港指定、檢疫港指定等貿易港の機能は充実していった。

造船伊万里工場の船舶の輸出港として面目を一新した。

住ノ江港 住ノ江港は、戦後も石炭の輸出で貿易港としての機能を果たしてきたが、港湾条件に恵まれず、また船舶の大型化の傾向から次第に敬遠され、入港隻数・輸出入実績の減少から、再三にわたって貿易港指定取消しの危機に瀕した。県では、同港が有明海の中心的位置にあり、将来の県産業発展のためには不可欠であるとの観点から、港湾施設の整備を行うと共に、地元町村と協力して業界に対する同港の利用要請、関係官庁に対して存続の陳情を行った。

三十八年を最後に石炭の輸出が途絶え、石炭の代替に三十七年から琉球産のコークスの輸入、四十二年には琉球からのパルプ原料輸入など貿易

易船の入港に努めた。しかし、四十三年六隻、四十四年一隻を最後に入港船が姿を消し、ついに四十六年一月一日付で貿易港は取り消しとなった。開港と共に設置されていた長崎税関住ノ江出張所も四十七年五月一日をもって閉鎖された。

## 五 工業の開発

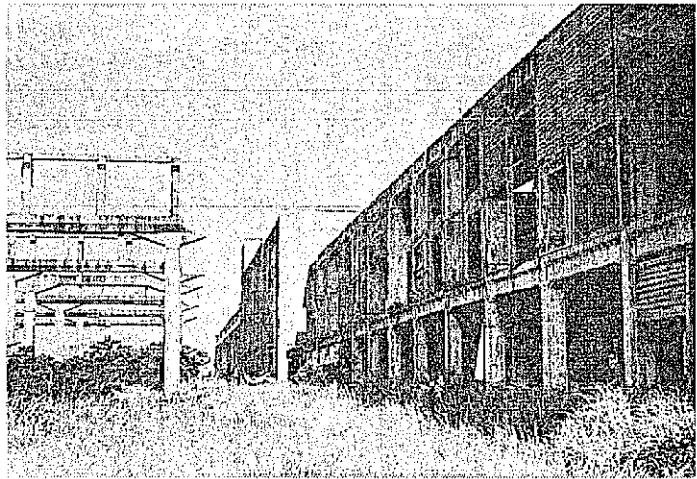
### (一) 戦後の経済再建

戦時経済の崩壊 終戦を迎えた本県産業界は、満州事変以降順次戦時経済に組み込まれ、挙国体制で兵器・食糧・石炭の増産に励んでいただけに、一時的虚脱の状態にあった。終戦により軍需生産の停止、動員学徒・勤労報国隊員・徴用工・外国人の一斉職場離脱により、生産はマヒ状態に陥った。

八月末頃には終戦の衝撃も漸く和らぎ、三十一日には戦時経済の窓口であった軍需商工課が商工課に戻り、十月には進駐軍土産用に有田焼の販売所開所、十一月には県産業報国会など統制団体の解散と、順次戦時統制経済から平和産業に復帰していった。

戦時経済下の県内の主要企業は軍需会社・管理工場・協力工場の指定を受け、その数は一三〇に達していた。軍需生産から民需生産に転換が急がれたが、占領軍はまず「一般命令第一号」を発し、軍需会社・管理工場は一応生産を停止し、施設・資材については現状保管を命じた。続いて「命令第三号」により兵器・航空機などの禁止品生産工場の民需転換には許可が必要となった。これに基づいて二十一年四月までに七〇余





廢墟となった軍需工場 川南工業浦ノ崎造船所  
(戦時中は艦船建造に約5千人が動員されていた)

ず、そのまま閉鎖に追い込まれた。

**経済民主化** 占領軍による経済民主化の指令は、まず経済機構の民主化として表れ、二十年十一月二日に財閥資産凍結・解体が指令された。これに基づき持株会社整理委員会が組織され、指定された八三社の持株会社は解体・持株整理・企業分割がなされることとなった。

県関係では、県内に支店・工場を有する片倉工業・大和紡績・川南工業・日本発送電・九州配電・住友鋳業・住友銀行が指定された。そして電力界では九州電力会社分割により九州電力が発足し、住友鋳業唐津炭鋳が企業分割により井華鋳業となり、そのほか住友銀行佐賀支店が大阪銀

工場が転換許可を受け、操業を再開、その他の禁止品目外の工場は従来通り生産を継続した。軍需生産を目的として設立された工場は、一時しのぎの農機具・日用品等の生産に、また、中途から軍需生産に転換した工場は本来の事業に戻る等平和産業に移行していた。しかし、兵器・航空機生産が主体の工場は転換がうまくでき

行同支店と一時的に名称変更した程度であった。

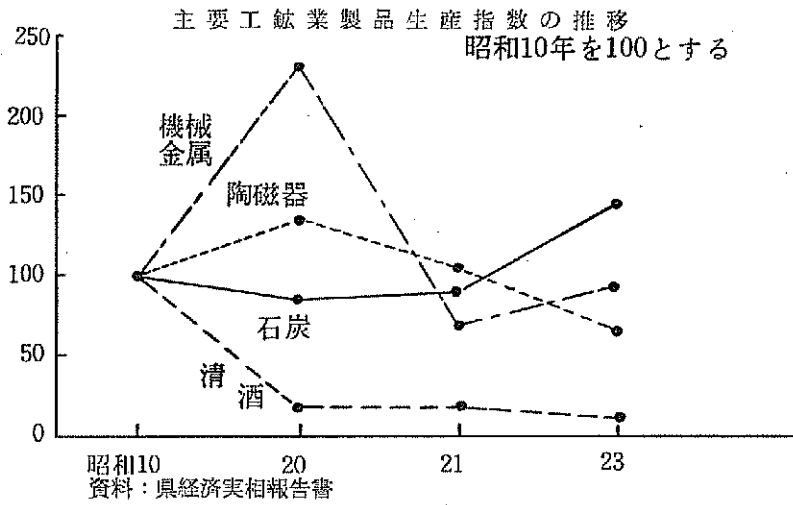
財閥の再建阻止のため、二十二年七月独占禁止法、同年十二月過度経済力集中排除法が制定された。人的支配では二十一年一月四日公職追放の覚書が出され、財界の支配組織は分断された。

施設でも主要企業の重要設備が賠償指定となり、県内では戸上電機製作所・太刀洗製作所基山工場・玄海興業(旧大日本航機唐津工場)、筑紫工業唐津工場(旧九州飛行機)の四工場が指定された。このように初期の占領軍の経済政策は、日本産業の徹底した非軍事化・民主化であった。

また、経済団体では昭和十八年制定の商工経済会法に基づく県商工経済会は、二十一年九月同法の失効により解散し、戦前の商工会議所は民法による公益法人として再建され、県連合組織としては、二十二年八月県商工会議所連合会が設立された。統制組合も二十一年十二月の商工協同組合法の制定により、統制色を拭き、商工協同組合に改組されていた。

**企業の再建** 二十一年二月十六日、通貨膨張抑制とインフレ防止のため、金融緊急措置令・日銀預入金令・臨時財産調査令・食糧緊急措置令・隠匿物資等緊急措置令・物価統制令等一連の経済政策が打ち出された。金融緊急措置令により、企業資金も封鎖を受け、なかには金融機関の再建整備のため封鎖預金が打ち切りに遇うなど、企業活動に大きな制約を受けた。

また、戦時補償特別法による徴税・在外資産放棄等により損失の大きい企業については、二十一年八月、会社経理応急措置法および企業再建整備法が制定され、新旧両勘定を設けて経理報告の義務を負う特別経理会社が指定され、損失を適正に処理し、再建整備を促進することとなっ



た。認可の諮問機関として、二十二年八月、県商工課内に県経済再建整備委員会（会長、知事）が設置され、第一審査部（企業）・第二審査部（金融機関）を設けて審査を行った。本県で特別経理会社に指定されたものは、玄海興業・香蘭社・青木合名・岩尾磁器・蓬来商事・有陶鉄工所・青木碍子・日東商事・秀鋭工業・宮島商店の一〇社であった。

二十一年十月頃までの生産状況は、物資統制団体の解散・原材料の窮乏・インフレの異常な高進、燃料電力不足のため、手持原材料の食い潰しや軍需物資の放出により細々とした生産が辛うじて維持される状況であった。軍需物資も終戦の混乱・ヤミ商人の横行により、大量の横流しがあり、後に隠匿物資調査の厳しい追及を受けることとなった。経済活動は物資不足、とりわけ食糧不足を反映して、農林水産業商業部門が活発であり、製造業は停滞の状況であった。

傾斜生産方式の登場  
と物資の需給調整

戦後の経済混乱により、生産は縮小再生産の兆を呈

し、本格的経済再建のためには新しい産業政策が必須となった。政府は、二十一年八月経済安定本部設置、同十月臨時物資需給調整法制定、同十二月傾斜生産方式による「経済危機突破対策」の発表、翌二十二年一月復興金融庫創設、三月には「金融機関資金融通準則」を決定した。これら一連の経済政策は、資金・資材を石炭・鉄鋼等基礎産業に重点的に投入し、基礎産業から徐々に経済の再建をはかるものであった。

生産資材については、臨時物資需給調整法に基づき、従来の統制団体割当委任を廃し、主務官庁が直接企業に配給割当を行うこととなった。そして、資材需給調整のため、二十三年一月県経済部内の商工課から物資課を独立させた。中央官庁の需給調整の優先機関としては、福岡商工局佐賀出張所（商工資材）・戦災復興院佐賀建築出張所（建築資材）・農林省佐賀資材調整事務所（農業資材）・鉄道局佐賀自動車事務所（自動車等運送資材）・海運局唐津出張所（海運資材）が設けられた。戦前の統制会社も廃止され、全額政府出資により配給機関として、二十二年六月以降、石油公団・配炭公団・肥料公団が政府の代行機関として創設され、県内にも出張所・支所が設けられた。

割当・配給の仕組みは、官庁の発行する切符により、需要者―小売業者―卸売業者―生産者と、現物は切符によって動くこととなり、また需要者保護の見地から割当表の公開と異議申立の制度が設けられた。二十一年十一月の割当手続の制定当時の指定品目は一七品目であったが、次に増加し、翌二十二年九月には二五五品目に達した。

物資不足を緩和するため、二十二年から二十三年にかけて隠匿物資の摘発・遊休資材の活用・掠奪物資の摘発が盛んに行われ、横流れ防止・不正受給防止・正規ルートに乗せる努力が払われた。隠匿物資は、西部

一軍の疎開糧秣廠のあった三養基郡に集中した。

二十三年八月には経済関係の調査・監視官庁として経済調査庁が発足し、県には佐賀地方経済調査庁が設けられた。発足から二十四年七月までに摘発された隠退蔵・不正保有・掠奪物資は約六八八万円に達した。

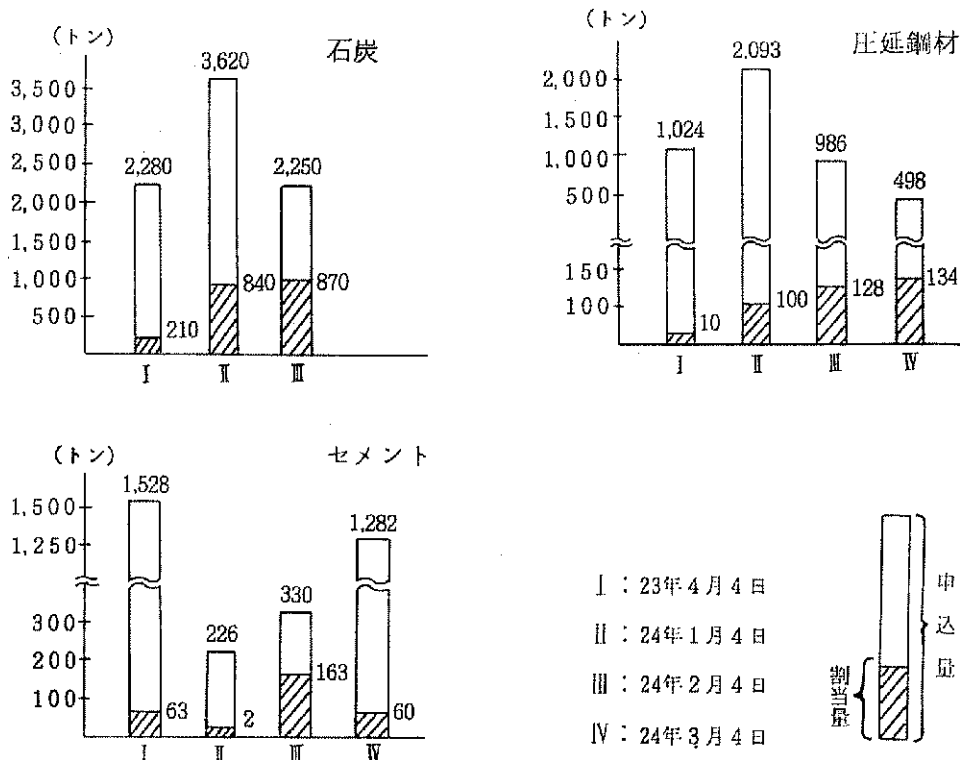
傾斜生産方式は、本県では主として石炭に対して行われ、県では増産対策として資金・資材・労務・食糧・住宅・衣服の確保に努め、重点的投入を行った。鉱山機械については、炭鉱機械製造指定工場として四三工場（二十三年現在）を指定した。戸上電機は電気開閉器の専門技術を生かして、防爆型電気開閉器を製造して活況を呈した。

二十二年八月総司令部は、制限付ながら民間貿易を許可した。経済再建のため外貨の獲得が要求され、輸出品の生産が奨励された。県内では有田焼や繊維産業の生産復興が急がれ、原綿の輸入により大和紡績佐賀工場の紡績や縫製部門は再建の軌道にのり、蚕糸では片倉工業の各工場が生産を再開した。復興金融金庫の融資は本県では炭鉱関係を中心に融資された。

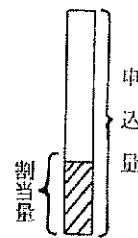
この時期の特徴は、食糧不足を反映し製粉業等食品製造業が活況を呈し、酒造業は戦前には工業生産に大きな役割を占めていたが、食糧不足のため酒造米が制限されて振わず、また漁村ブームにより木造船建造の造船所が盛業であった。陶磁器工業は貿易再開により脚光を浴びたが、石炭不足のため全般的に振わなかった。

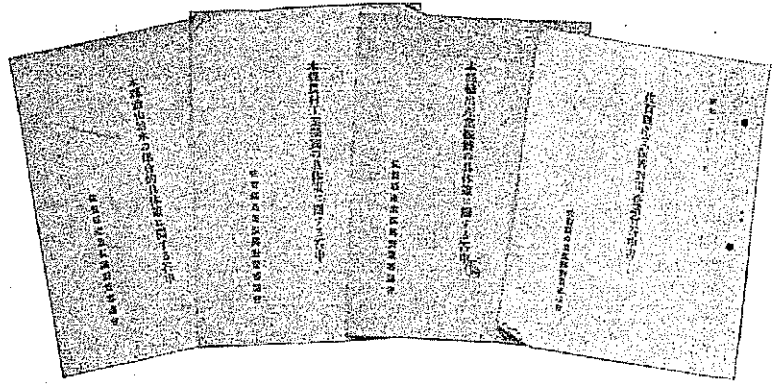
産業興振対策 二十三年十二月までの県の商工行政の中心となるもの  
審議会の活動 は、このように傾斜生産方式登場による石炭産業を中心とする生産復興のほか、資材の需給調整・電力の確保・物価統制・資

指定生産資材割当実績



- I : 23年4月4日
- II : 24年1月4日
- III : 24年2月4日
- IV : 24年3月4日





産業振興対策審議会の答申書

源回収・賠償施設管理・特殊物件の処理・商工協同組合の育成・統制団体の解散であった。そのほか、中小企業指導本部による中小企業の育成、輸出産業として有田焼の復興がなされた。

なお、特筆すべきことは二十二年八月県産業振興対策審議会が設置され、戦後の県経済復興・産業界是の使命のもとに、数次にわたって答申を行い、終戦後の経済の混乱の中で県経済の行く手に指針を示した。これは終戦後の全国的な経済活動の停止を契機に、明治以降の米麦・石炭を中心とする本県産業を、工業を中心とする産業の振興を

はかることを意図するもので、数年後の統制経済廃止・自由経済復帰を想定したものであった。答申は中小企業本部設置等多くの経済施策に実現された。

(二) 経済の自立と工業開発への動き

ドッジ・ラ 米ソの対立、冷戦の激化により、アメリカの対日占領政策が転換して、二十三年四月来日したドレーパー調査団

は「日本再建四か年計画」を発表、同年八月占領地経済復興資金（エロア）による対日物資の供給が開始された。日本経済の体質改善については、二十三年十月「賃金三原則」を発表、十二月十八日「経済九原則」を指令、GHQ経済顧問としてドッジ公使が来日した。要旨はインフレを克服し、経済の自立をはかるもので、超均衡財政、赤字補給金の廃止、単一為替レートの設定等デフレ政策がとられた。

経済九原則の趣旨徹底のため、佐賀軍政部の指令に基づき二十四年三月県・市町村に経済再建委員会が組織され、超均衡財政・徴税の強化・金融の膨張の制限・輸出の伸長等が講演会等を通じて啓発された。

県・市町村は歳出を抑制する一方、徴税を強化した。まず、影響は復興金融金庫の融資の停止、赤字補給金停止により、石炭産業特に中小炭鉱の経営不振として表われ、石炭産業の不振は炭鉱機械関連工場に代金の支払遅延として波及した。金詰りも深刻化し、県内の日銀券流通をみると、二十三年十二月一九億円、翌二十四年五月一億円、同年十一月には四億三、六〇〇万円と最高時の二二・八%と極端なひっ迫となった。ほとんど全業種にわたって購買力の減退・在庫の増大・受注の減少・売掛金や買掛金の増大となり、そして企業閉鎖・賃金の遅欠配・人員整理が吹き荒れた。企業閉鎖は食料品工業・機械器具工業・窯業が目立った。

二十四年度の整理状況をみると、閉鎖工場五（整理人員一四三人）、休止工場二一（整理人員一二人）、縮小工場一三（整理人員一七六八）に達し、賃金の不払（二十四年七月末現在）は五、八〇〇人・金額で一、六〇〇万円、不払いを受け、後に完済された人員二万三、二〇〇人・金額七、〇〇〇万円、計二万九、〇〇〇人・金額八、六〇〇万円に達し、

# 復興委員会を設く

## 経済九原則を策決る

昭和二十四年三月、復興委員会が設置され、経済九原則を策定した。この原則は、戦後復興の基盤となるべきものであり、戦時体制からの脱却と戦後経済の再建に資するものである。

九原則の内容は、(一)生産の増進、(二)消費の抑制、(三)貿易の奨励、(四)輸出入の管理、(五)物産の配給、(六)労働力の配分、(七)資金の融通、(八)物産の貯蓄、(九)物産の消費である。

この原則に基づき、政府は戦後復興の施策を立案し、実施することとなった。

経済九原則のPR 昭和24年3月 佐賀新聞

給従業者の約三分の一が賃金の不払遅延にあったとされる。

ドッジ・ラインの実施により、終戦以来猛威を極めたインフレも収束、補給金等「竹馬の足」が切られ、企業の合理化が迫られた。購買力の減退から、物資の需給事情が緩和し、資材の配給割当が次々と廃止されて、自由経済に復帰していった。割当・配給機構も縮小廃止がすすみ、県経済部内に設置されていた物資課は農林部内の農林資材課と共に二十五年十月廃止された。中央官庁の出先機関も廃止、または業務転換し、二十四年十一月には商工省福岡商工局佐賀出張所・運輸省道路運行管理事務所が県商工資材事務所・県陸運事務所（地方自治法附則第八条に基づき身分は官吏）として、県知事の指導監督下に入った。なお、県商工資材事務所は翌二十五年四月廃止された。

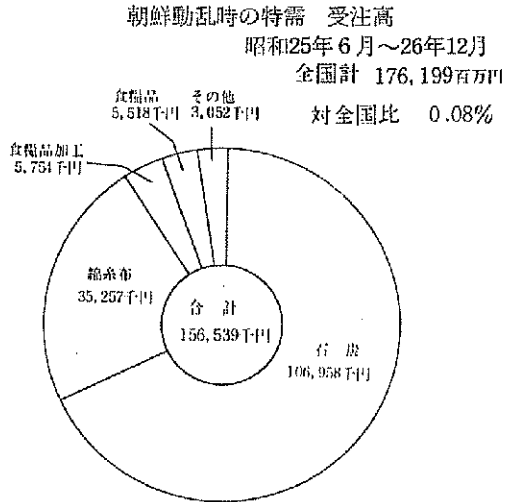
また、配炭・石油・肥料公団も次々と廃止された。なお、二十五年四月資産再評価法が制定されて、第三次にわたってインフレによって帳簿

上極端に低く評価されている資産の価値を適正な水準に引き上げて企業会計を实情に即したものにすることを目的で、資産の再評価が実施されている。

特需ブーム 二十五年に入っても不況はますます浸透し、安定恐慌の様相を呈してきたが、二十五年六月の朝鮮動乱の勃発により、経済界は買手市場から一転して売手市場に転じ、空前の特需ブームとなった。特需・輸出の伸長により、今までの滞貨を一掃、次いで生産の拡大を遂げ、鉱工業生産は二十六年にはほぼ戦前の水準に復した。特需による我が国の収入は、二十六年末現在五億四、四〇〇万ドル（一九六〇億円）に達したとされる。

特需ブームに際しては、県は商工会議所を通じて、県内企業に特需の受注のあつ施を行った。特需ブームが本県経済に及ぼした影響は、本県工業がほとんど家内工業的零細企業であり、また重要産業に乏しいため、恩恵を受けることが少なく、石炭鉱業を除くとその影響は極めて遅く現われている。

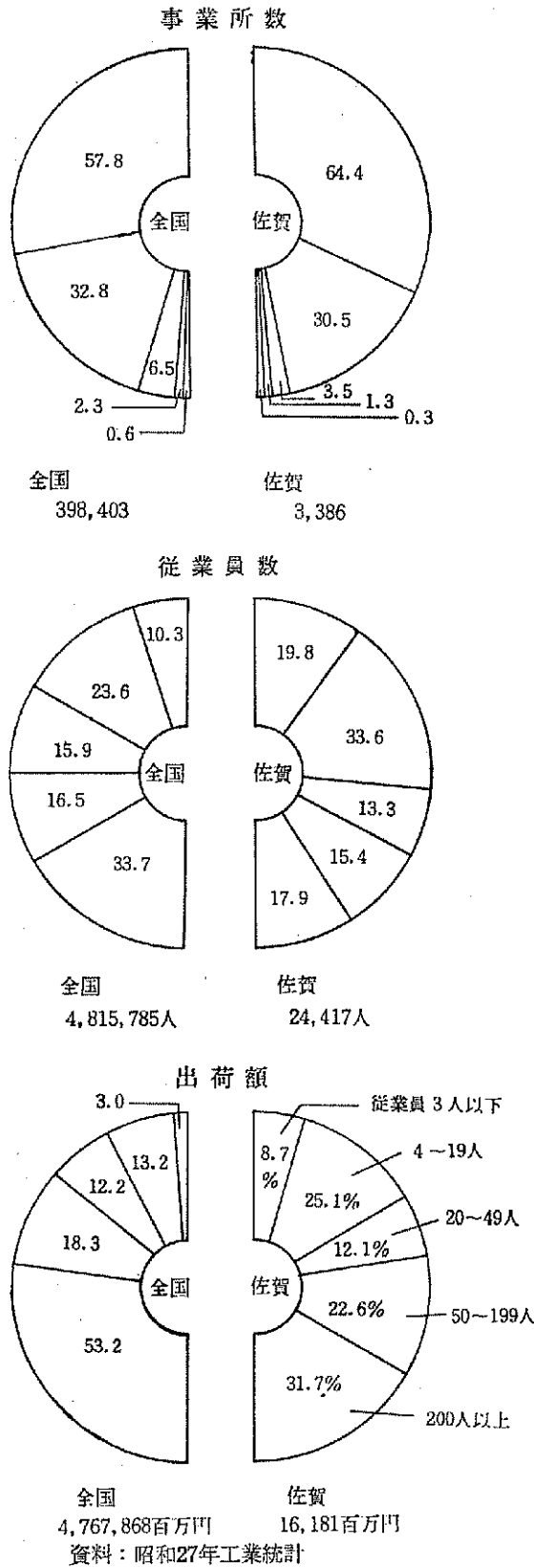
その中で石炭産業は、貯炭を一掃、そして炭価高騰と石炭ブームを満喫した。他は県外の重要工業の下請として間接的恩恵を受けたにとどまった。佐賀地方



資料：県経済概観

第13章 商工業

事業所数・従業者数出荷額の規模別分布表



経済調査局の調査によれば、石炭一億七〇〇万円・綿糸布三、五〇〇万円等で合計一億五、六〇〇万円（二十六年十二月現在）であった。一方では、特需ブームにより、物価が上昇し、資材高のため企業はコスト高に苦しみ、県全体としてはむしろマイナスと思われた。

二十六年九月サンフランシスコ講和条約が調印され、翌二十七年四月発効、日本は念願の国際社会に復帰した。国際経済上も、国際食糧農業機構（二十六年十一月）、国際通貨基金（二十七年八月）、世界銀行（二十七年八月）、アジア極東経済委員会（二十八年二月）、関税貿易一般協定（三十年九月）に正式加盟し、復帰を果たした。

特需景気により、ほぼ戦前の水準に復した日本経済は、再建から自立に、さらに成長の過程をたどることとなった。そして、特需景気の際蓄積した資本をもとに、近代化が遅れ老朽化した設備の改善のための設備

投資が旺盛となった。二十七年四月には企業合理化促進法が制定され、企業の近代化の投資意欲が盛り上がり、電力・鉄鋼・石炭等の設備投資・近代化はめざましいものがあつた。

**本県工業の停滞** 終戦からほぼ戦前の水準に達した二十七年までの本県の鉱工業生産の復興過程をみると、二十一年には五七・八まで低下したが、二十二年六六・二、二十三年七二・三、二十四年六九・七、二十五年八六・四、二十六年九八・七、二十七年一〇一とほぼ戦前の水準に回復した。これは、本県工業構成の特色を示している。すなわち、全国的には敗戦により重要基幹産業をはじめ軍需的生産が一斉に生産を停止し、次第に平和産業へ切り換えていく過程をたどっていったことから、敗戦から二十三年までの三年間の上昇率は著しく低かった。本県では平和産業が基幹であつたため、敗戦による影響は割合に少なく、戦災によ

る被害も少なかったことから、全国に比較して高い伸びを示した。しかし、二十四年以降生産が本格的に回復してくると、再び産業構造の後進性により全国的成長率に比して著しく低位の状態を示すようになった。ちなみに戦前の生産水準の回復は全国的には二十六年とされるが、本県では一年遅れの二十七年であった。

本県の工業の実態を二十七年工業調査にみると、工場数三、三八六のうち、従業者三人以下の工場が二、一八〇で全体の六四・四%を占め、全国平均の五七・八%に比較して著しく零細であった。工業人口一人当たりの工業生産額は、一万六、六四八円と全国平均の五万五、五三六円に比して三分の一以下、従業員二〇〇人以上の工場は一二工場のみという状態であった。

業種の分布について、出荷額からみると食料品が三八・四%で全国の一四・四%を大きく上回り、付加価値の高い機械金属は全国の三四・四%に対してわずかに一三・一%であった。従業者についても食料品四、二二二人、次いでガラスおよび土石製品が四、〇四六人を占めていた。工業開発の努力 こうした産業構造の後進性を打破し、工業の振興により、過剰な人口を吸収し、工業立県をはかる動きが、二十六年の鍋島県政発足を契機に急速に高まった。

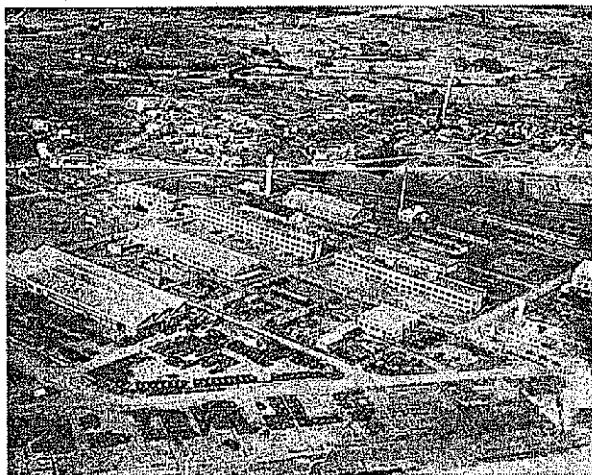
国土総合開発法制定に伴う県総合開発審議会設置（二十六年七月）、中小企業振興対策委員会設置（二十六年十月）、知事直属の開発推進機関としての知事室設置（二十八年一月）、企業誘致の開始、金融円滑化のための損失補償限度額の引き上げ、共同施設の補助、中小企業診断の強化、日本経済研究所による県総合経済調査（二十七年）など工業開発の胎動が始まった。

二十六年十月には県水産製品指導所を設けて、水産製品の加工技術の向上・輸出増進をはかり、また、同時に鳥栖町に県農業指導所を設け、鳥栖地方を中心とする本県特産の医薬品生産の振興を行った。

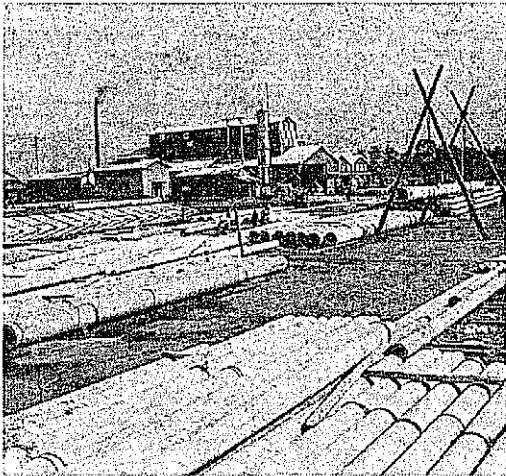
二十七年六月には県中小企業設備近代化資金貸付制度を設けて、金融面から設備近代化の遅れている中小企業の近代化を推進し、そのほか機械金属工業の振興のため国有機械の払下げのあっ旋、北九州や長崎の大工場との結び付きを強めて受注を容易にするため、系列調査や系列のあっ旋をはかった。

二十九年三月には三田川村目達原に保安隊九州地区補給処の誘致に成功、保安隊関係物資の生産・物品納入等販路を開拓した。

その後、県は、三十年三月に四十年度を目標年次とする県総合開発計画を策定したが、その中で産業構造の高度化（重化学工業の振興）として、工業立地条件の改善や工場誘致、中小企業の振興として合理化・組織化・金融・販路・試験研究機関の強化を取り上げている。重化学工業の立地条件の整備強化としては、唐津・伊万里地区を臨海工業の候補地と



設置当時の保安隊九州地区補給処（佐賀新聞提供）



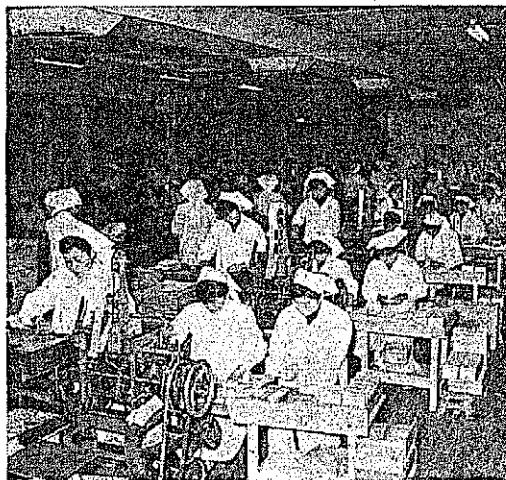
大同コンクリート三田川工場 昭和31年頃

・石灰等の地下資源と米  
麦等農林水産物利用を目的とした石炭化学・発電  
事業・石灰工業・セメント工業・機械製造・食品工業等の誘致であった。

二十七年七月には、  
県工場事業場等の設置奨励に関する条例を制定して、敷地の獲得・労務充

足・資材資金の調達・輸送施設の整備等の便宜供与や敷地の提供・奨励金の交付（事業税の範囲内）等優遇措置を講じることとなった。そのほか、企業誘致に関する諮問機関として県工場事業場等設置審議会、窓口として経済部商工課内に開発係を設けた。

企業誘致第一号としては二十七年十一月神埼郡三田川村に大同コンクリート三田川工場、さらに二十八年三月佐賀市上多布施町の日東航機跡に江崎グリコ九州工場の誘致をみた。なお、両工場とも本県ゆかりの人物の尽力に負うことが大で、大同コンクリート社長加藤於菟丸は元本県知事（第三十三代）、江崎グリコ社長江崎利一は神埼郡蓮池町出身であった。その後も二十八年四月九州化成、翌年十月日本エタニットパイプ



グリコ九州工場 昭和31年頃

鳥栖工場と相次いで誘致が実現した。

しかし、三十年頃から始まったいわゆる「神武景気」といわれた好況は企業誘致の面では本県を素通りし、また県財政の破綻により総合開発計画の実施は事実上棚上げされたため、産業基盤の整備が立ち遅れた。三十四年までに県工場事業場等の設置奨励に関する条例の適用を受けた新設または増設の工場は、三十二年オリエンタルコンクリート、三十四年住友建設PC工場を加えて、一一工場で、その生産額

し、工業用地の造成・工業用水の確保・交通輸送施設の整備を計画した。内陸工業地帯として鳥栖―佐賀間沿線の丘陵地帯の用地造成をあげている。また、これらの地区への企業誘致計画として、四十年の最終年次に生産額二六二億円・従業員一万九三四人達成を期待している。

企業誘致対 二十六年頃から県内の豊富な農産品、水産資源、第二の策の登場 筑豊といわれた石炭、軍需産業の遊休施設を活用し、工業を誘致開発しようとする動きが急速に高まってきた。具体的には、伊万里火力発電所・江崎グリコ・大同コンクリート等の誘致運動が盛り上がり、こうしたことを背景に既存企業の振興と併せて企業の誘致が県の重要な産業政策となったのである。

二十六年九月には県内外の各層からなる県企業誘致対策委員会（委員長・知事）が組織され、東京・大阪に部会を設けて誘致運動を展開した。この頃の誘致の基本方針は、県内に賦存する資源の開発、即ち石炭



は約二〇億円（三十三年工業生産額の六%）、雇用人員は一、〇〇〇人に達していた。また、誘致企業に約束した奨励金の交付は、県の財政事情から十分にできず、二十八年度から三十三年度までに新設九六〇万二、〇〇〇円、増設九七〇万円、合計一、九三〇万二、〇〇〇円（関係企業の事業税総額の約七割）であった。

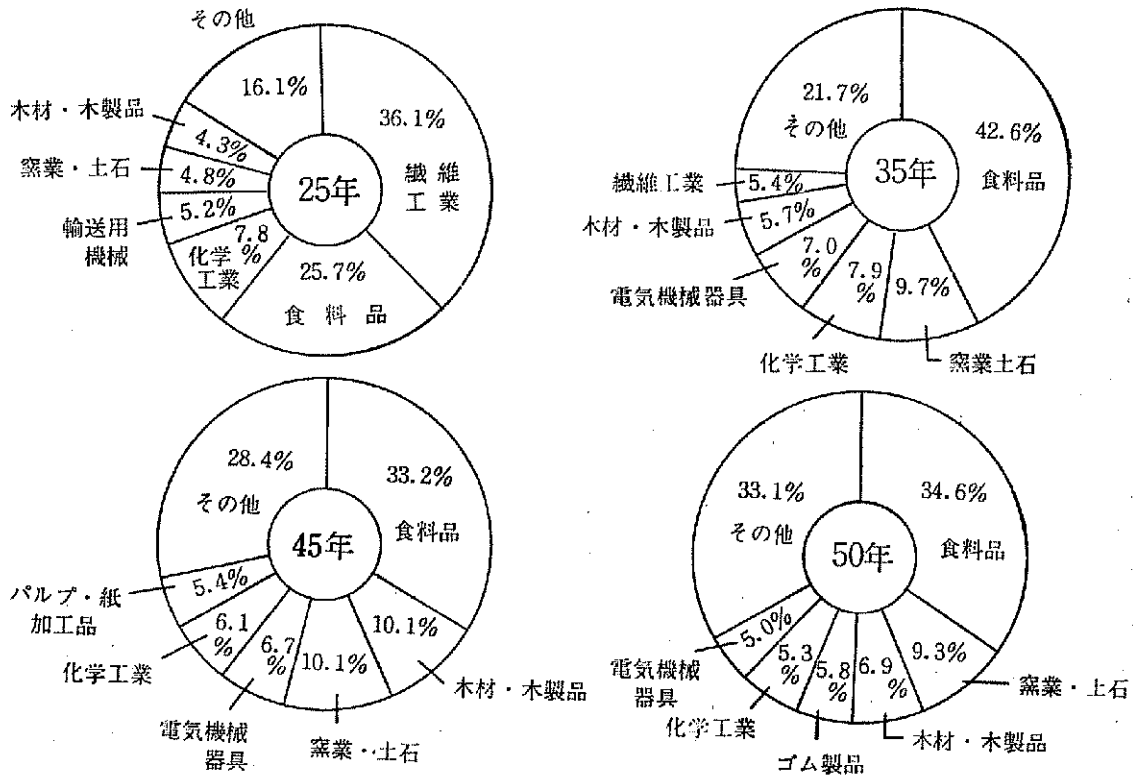
**石炭不況**・二十六年六月、朝鮮動乱の休戦交渉は特需景気に終えん災害の影響をもたらし、軍需拡張景気の調整・国際収支の悪化から景気が後退、特に糸へん景気に沸いた繊維関係産業は深刻な不況に陥り、操短に追いこまれた。政府は二十八年秋から金融引き締め、緊縮予算等デフレ政策をとった。

県内経済界は、二十七年秋の「炭労六三日スト」以降、エネルギー革命の浸透により石炭産業、特に中小鉱の不振は著しいものがあり、このため石炭関連産業、とりわけ機械工業は需要の減少、売掛金の回収困難など大きな影響を受けた。

さらに、二十八年六月の西日本大水害により、休廃止工場が急増し、鉱工業生産は、停滞を余儀なくせられた。この時期に大和紡績佐賀工場では佐賀紡績時代からの縫製部門は繊維不況から閉鎖され、また約八〇〇人にのぼる人員整理が行われた。

三十年に入ると、輸出の伸びにより国際収支が好転、内外需の増加により鉱工業生産が増大し、「数量景気」といわれるほど経済の拡大を達成した。三十一年は数量景気は投資景気となり、日本経済は設備投資を中心に「神武景気」といわれる未ぞ有の活況を呈した。しかし、急激な投資に基づく輸入・スエズ動乱による思惑輸入の増大による国際収支の悪化から、三十二年春金融引締政策がとられ、景気は後退して「なべ底

工業出荷額の構成



景気」といわれる不況となった。三十四年から再び上昇過程に転じ、「岩戸景気」といわれる好況を呈した。

この間、二十五、六年頃から電力・鉄鋼等の基礎産業や重化学工業の設備投資の増大、石油化学工業・自動車工業の伸長、三十年頃から電気製品等新製品の開発がすすみ、これらは技術導入・技術開発等技術革新に支えられて大きく発展していった。

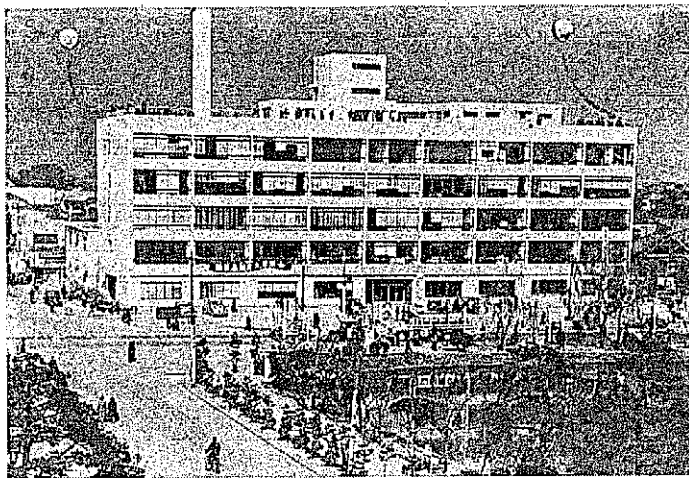
一方、県内ではエネルギー革命の進行に伴い、石炭産業の斜陽化、相次ぐ災害の襲来、農業を中心とする産業構造の立ち遅れから、全国的な急テンポの経済成長から取り残される状況にあった。第二次産業所得の推移をみると、鉱業はほぼ全国的傾向と同様であるが、建設業では県財政の悪化から投資的経費が抑制されたこともあって不振であった。製造業では、全国的には三十年から三十二年にかけて大きく伸長したが、本県では三十、三十一年は緩慢で、三十二年に入って漸く好況が波及している。

そのほか、戦前県内の製糸業界において独占的地位を占めていた片倉工業は食糧危機による桑畑の食糧生産への転換から原料の入手難をきたし、二十三年十月麓村の鳥栖工場麓分工場を佐賀少年刑務所（のち婦人囚収容の麓刑務所となる）に売却した。二十四年三月鳥栖工場は福岡専売局に売却され（専売公社鳥栖工場）、さらに三十三年六月には小城工場を住友機械工業株式会社に売却して、本県から撤退した。

この時期は、県の財政再建のため工業開発は停滞を余儀なくされ、県総合開発計画も事実上棚上げとなり、このため道路・工業用地等産業基盤の整備が立ち遅れた。また、試験研究機関では窯業指導所・水産製品指導所が行政機構整理の対象となり廃止された。行政部門、残存した試

験研究機関では、経費圧縮・新規事業抑制により活動が制約を受けた。

佐賀商工会 県の商工団体は、佐賀市蓮池町の佐賀商工会議所（旧古館の建設 賀銀行本店）や市内の各所に点在し、関係者は不便をかってきた。また、県産業奨励館も大正三年建築の建物で老朽化が目立っていた。商行政・商工団体の中枢となる建物の建築が二十四年の佐賀商工会議所の文化委員会の席上要望されて以来、商工関係者の間に再三にわたって要望されていた。二十七年に入って急速に具体化、十二月には県・佐賀市・佐賀商工会議所・九州電力の寄付行為により財団法人佐賀商工会館が設立され、建設にあたった。計画は県産業奨励館を撤去した県有地に鉄筋コンクリート造りで地上五階・地下一階・総延面積七、三四二㎡を工費三億二、〇〇〇万円で建築するものであった。途中、県産業奨励館内県管デパート店子の退去問題の難行、軟弱地盤のためシートパイルの倒壊事故等曲折があったが、二十九年十二月十五日鹿島建設により竣工した。佐賀商工会館は県産業奨励館・九州電力・NHK佐賀放送局・



佐賀商工会館落成 昭和29年12月

佐賀相互銀行・県商工会議所連合会・県中小企業団体中央会・佐賀商工会議所・クラブ佐賀等が入居し、県の商工業振興の中心的存在となった。また、佐賀市における本格的な高層建築として観光名所となり、県商工業界にとって明白の発展のシンボルの存在となった。

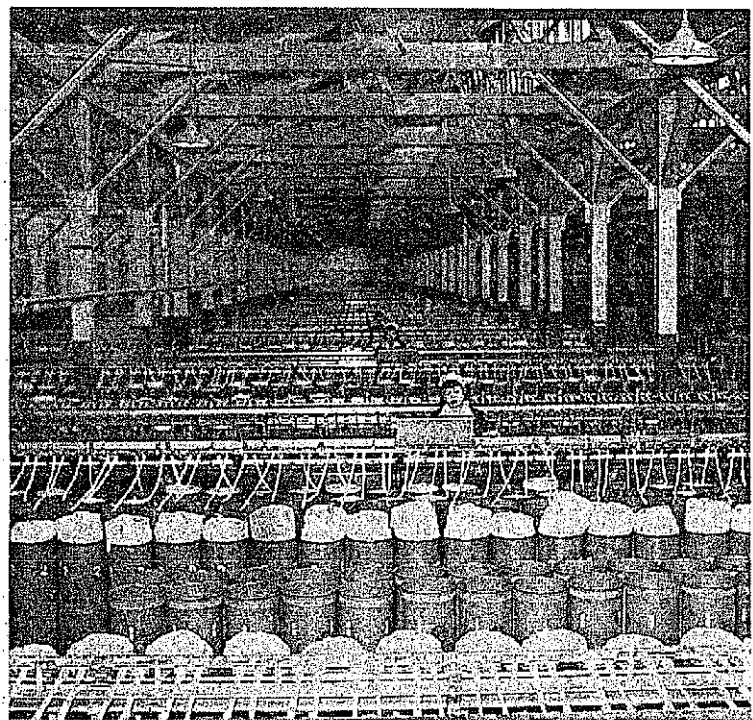
### (三) 産業振興計画と工業の開発

工業開発の方針 日本経済が神武景気→岩戸景気と驚異的な高度成長を続ける中で、停滞的・後進的な本県経済を脱却することを目的に、県では産業振興計画を策定することとなり、三十五年十一月県総合開発審議会に諮問し、三十六年二月答申を得た。国においては池田内閣の「所得倍増計画」の発表、県においても財政事情の好転、石炭産業の斜陽化に伴う雇用安定の要請が増大している時期であった。

国全体としては、産業・人口の大都市への過度集中、地域格差の拡大がはじまり、重化学工業の伸長に伴うコンビナート形成の動きと相まって、産業・人口の地方分散、重化学工業を中心とする拠点開発により、地域格差の是正、産炭地域の民生の安定を図ろうと、各種の地域開発立法の動きが強まった。

三十四年、九州地方開発計画促進法の制定、三十五年、「国民所得倍増計画」が「長期経済計画」として登場、三十六年、「工業適正配置構想」の発表、低開発地域工業開発促進法および産炭地域振興臨時措置法の制定、三十七年、新産業都市建設促進法の制定、三十九年工業整備特別地域整備促進法の制定などがこれである。

この結果、県内の工業開発地区としては、低開発地域工業開発地区として佐賀市から鳥栖・基山に至る「佐賀東部地区」、唐津市の「唐津地

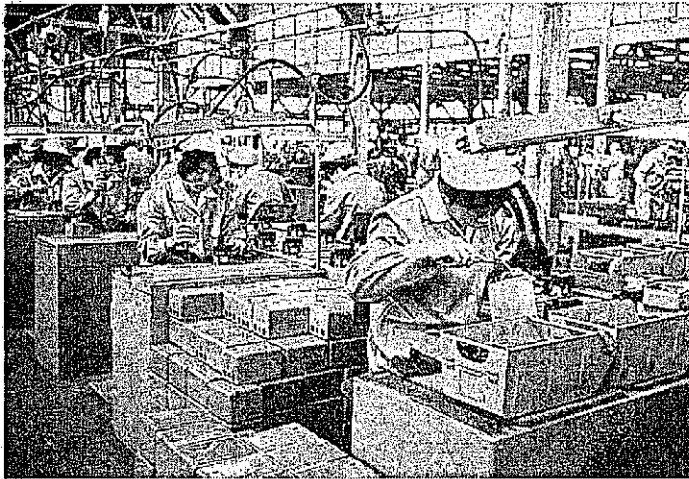


大和紡績佐賀工場

区」、県西南部の「武雄・有田・鹿島地区」の三地区・一〇市町村、産炭地域として多久市・伊万里市など石炭産出地域である一〇市町村（六条地区）が指定された。

こうした国・県・産業界の工業開発の機運、また県内の石炭産業に代る雇用の安定、産炭地域の振興、県民所得の向上の要請という状況にあつて、工業開発は急速に進むこととなった。

県産業振興計画は、農業と工業の調和ある発展を基本に県勢の浮揚をはかるもので、本県工業の振興の方向は「わが国の工業発展の方向に即



地場電機メーカー、戸上電機の電磁開閉器の製造 昭和36年頃

応し、九州経済圏とくに北九州・福岡の動向と有機的関連をもちつつ、県内の農業・水産業・林業・鉱業などの資源の生産加工度を高め、併せて雇用問題の解決に資し、もって地域産業の発展を助長するという基本的見地に立って、中小企業を中心とする既存工業の振興と工場誘致の強力な推進をはかる」とこととした。

すなわち既存工業の振興にあたっては、そのほとんどが生産性の低い中小企業である現状にかんがみ、設備の近代化、技術の向上に重点をおいて生産性を高め、今後の自由化の進展にそなえて競争力の培養につとめることとし、そのための金融対策として県産業振興資金貸付制度の創

設、中小企業振興資金の貸付枠の拡大、政府系金融機関等中央資金の導入、県信用保証協会の強化を行う。また、技術の向上対策として県工業試験場・窯業試験場の機能の充実、中小企業技術者研修所の開設などを行う。

このほか企業診断、市場の拡大、労使の安定対策を推進する。業種については将来性のある機械金属、本県の特産である

陶磁器・酒・医薬品・農水産業を基盤とする食品、缶詰・乳製品等に重点をおいて育成する。

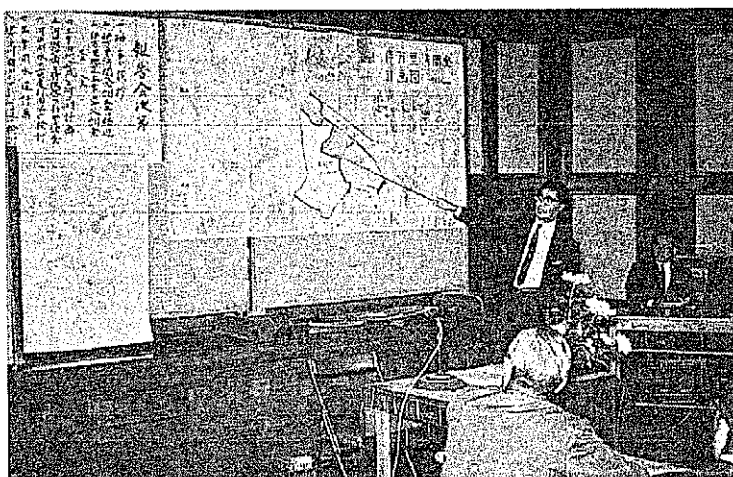
新規企業の誘致については、さしあたって北九州・福岡に隣接し、しかも交通の要衝にあたる鳥栖とこれにつらなる佐賀東部一帯の内陸部に重点をおく。さらに唐津・伊万里地方については、用水・用地・港湾等立地条件の整備に重点をおき、臨海工業地帯の造成につとめる。

誘致する業種としては、県内産業の多面的発展をはかるため、雇用が大きく、県内関連工業の発展をうながす機械工業、農・畜・林・水産物等県内原料を使用する食品工業、木製品工業および石灰を大量に使用する火力発電等に重点をおく。

計画目標としては、三十三年を基準年次、四十二年を目標年次とし、生産額を三・六倍の一、〇三三億円に、一人当たり生産額を二・四倍の二二七万円としている。

工業立地調査 工業開発を進めるにあたっては、工業の立地条件を分析調査して地域に適した業種の誘致や産業基盤の整備をする必要がある。このため、松浦川経済調査（三十四年三月）、伊万里地区適正業種展開可能性調査（三十八年三月）、日本工業立地センターによる県東部地区経済開発調査（三十八年九月）、伊万里湾開発調査（四十年年度以降）等を実施した。

とくに伊万里湾開発では、四十年に工業用地造成と開発の障害となっていた工業用水確保の一举解決を狙い、全国的にも例のない湾口を締切る「河口湖構想」を打ち出し、四十一年七月には大型船舶の入港ができる立地条件をいかして「原油備蓄基地（CTS）構想」を発表している。またこれらを具体化するため、四十二年三月、経済部工鉱課内に伊



伊万里湾開発調査報告会 昭和44年10月

万里湾開発調査室を設けて、用水・地質・海流・気象等について調査した。これは、その後の名村造船誘致、七ツ島・伊万里の大規模団地造成、有田川河口堰計画、伊万里工業水道などに実を結んでいる。

工場用地造成

事業特別会計

三十六年、鳥栖市にキリンビール進出の話が持ち込まれた。鉄道引込線が可能な用地で用水一万五、〇〇〇tが確保でき

ることとの条件で用地を選定した結果、藤木地区・轟木地区を候補地として用地あつ旋をし、誘致を進めたが、結局、キリンビールは福岡県甘木市に立地し、工場団地は目標を失った。

企業誘致を有利に、また計画的に進めるためには工場用地を先行取得する必要性が認識された時期であり、県はこれを契機に三十七年度から「工場用地造成事業特別会計」を設けて用地の先行取得と造成に乗りだした。轟木団地はその第一号用地として一九haを坪当たり約一、三〇〇円で買収、ただちに水路の付け替え、団地内道路の整備等を行った。こ

県造成工業団地一覽表

昭和50年度末現在

団地名	所在地	造成年度	面積	立地企業名
中原	中原町	37年	1.0ha	東洋空機製作所
轟木	鳥栖市	37~39	19.7	九州積水工業、フランスベッド、サンウエーブ、日米コカ・コーラ
三田川	三田川町	38	3.2	トーアユニフォーム
上峰	上峰村	38~41	21.8	佐賀建設資材、園芸連、大和製缶、日本農業、山上製函、昭和貨物、佐賀スレート
麻生	伊万里市	40~41	2.1	奈雅井産業、松栄化学、ラクダ産業、伊万里湾運輸、伊港木材
大島	唐津市	40~43	4.0	B・S液化ガス
杵島	大北町 大町	43~44	14.4	九州製密、岡本商店、佐賀三洋、住特電子材料、有田タイヤ
轟木第2	鳥栖市	43~44	17.7	B・Sタイヤ
羽佐間	多久市	43~44	4.4	佐治タイヤ
基山	基山町	44~45	16.0	トーモク、東洋製缶、大昭和紙工、北九州コカ・コーラ、大宮製作所
牛津	牛津町	45~48	10.3	
七ツ島	伊万里市	46~50	148.0	名村造船、伊万里鉄鋼センター
妙見	唐津市	42~	61.0	臼杵鉄工所
鳥栖商工	鳥栖市	47~52	68.4	全漁連のりセンター、九州高速道路

の団地には三十八年度に九州積水工業・フランスベッド・サンウエーブ工業・山村硝子の誘致に成功した。山村硝子はその後事業計画の変更があり、その跡地に四十一年日米コカコーラを誘致することができ、全部の売却を終った。